



全国中小企業団体中央会

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル

TEL: 03-3523-4901 (代表) FAX: 03-3523-4909

<https://www.chuokai.or.jp/>

中央会は組合づくりのパートナー



小規模事業者組織化指導事業(平成31年2月)

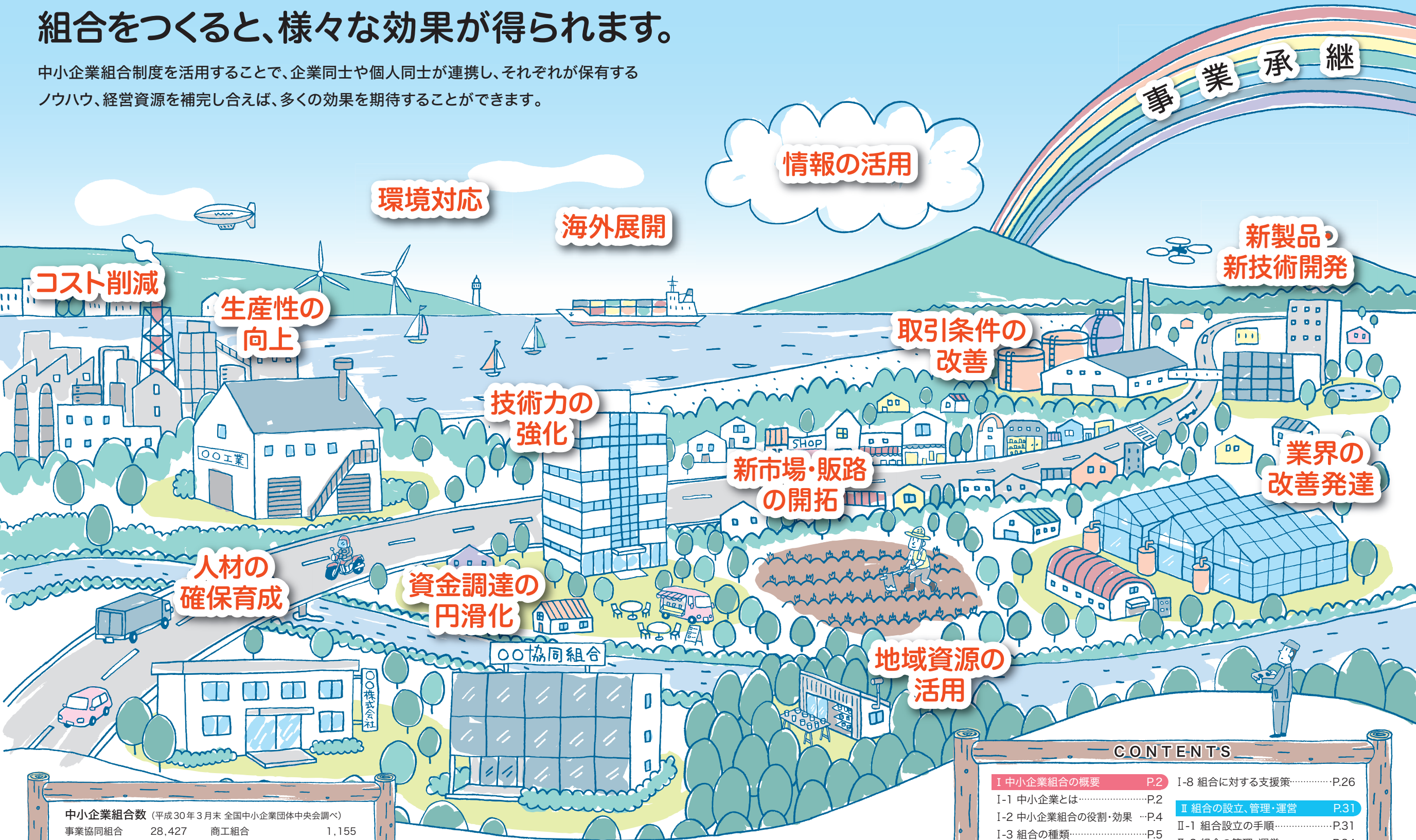
中央会は組合づくりのパートナー



全国中小企業団体中央会

組合をつくと、様々な効果が得られます。

中小企業組合制度を活用することで、企業同士や個人同士が連携し、それぞれが保有するノウハウ、経営資源を補完し合えば、多くの効果を期待することができます。



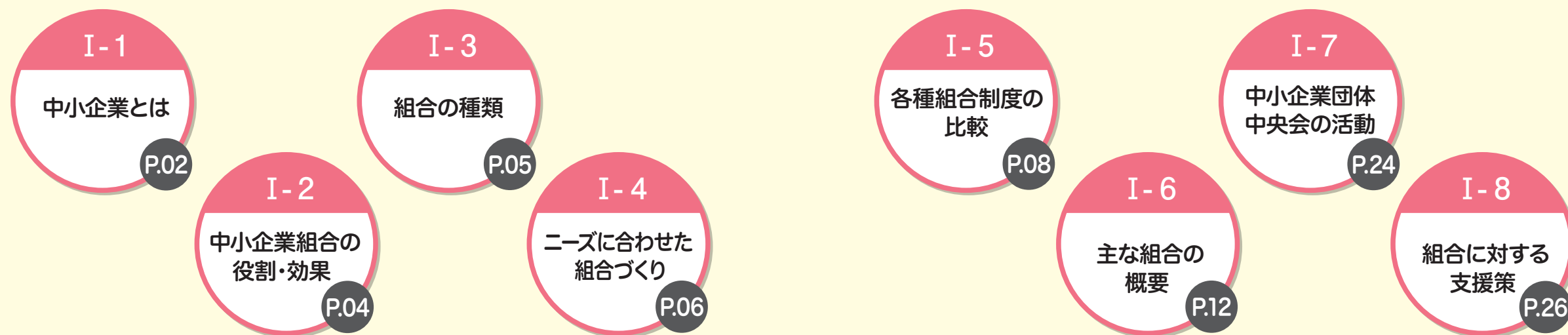
中小企業組合数 (平成30年3月末 全国中小企業団体中央会調べ)

事業協同組合	28,427	商工組合	1,155
事業協同小組合	4	商工組合連合会	50
信用協同組合	148	商店街振興組合	2,490
協同組合連合会	627	商店街振興組合連合会	113
企業組合	1,752	生活衛生同業組合	572
協業組合	741	生活衛生同業組合連合会	16
		生活衛生同業小組合	3
合計			36,098

CONTENTS

I 中小企業組合の概要	P.2	I-8 組合に対する支援策	P.26
I-1 中小企業とは	P.2	II 組合の設立・管理・運営	P.31
I-2 中小企業組合の役割・効果	P.4	II-1 組合設立の手順	P.31
I-3 組合の種類	P.5	II-2 組合の管理・運営	P.34
I-4 ニーズに合わせた組合づくり	P.6	III 全国で活躍する組合事例	P.38
I-5 各種組合制度の比較	P.8	IV 中小企業団体中央会 連絡先一覧	P.56
I-6 主な組合の概要	P.12		
I-7 中小企業団体中央会の活動	P.24		

I 中小企業組合の概要



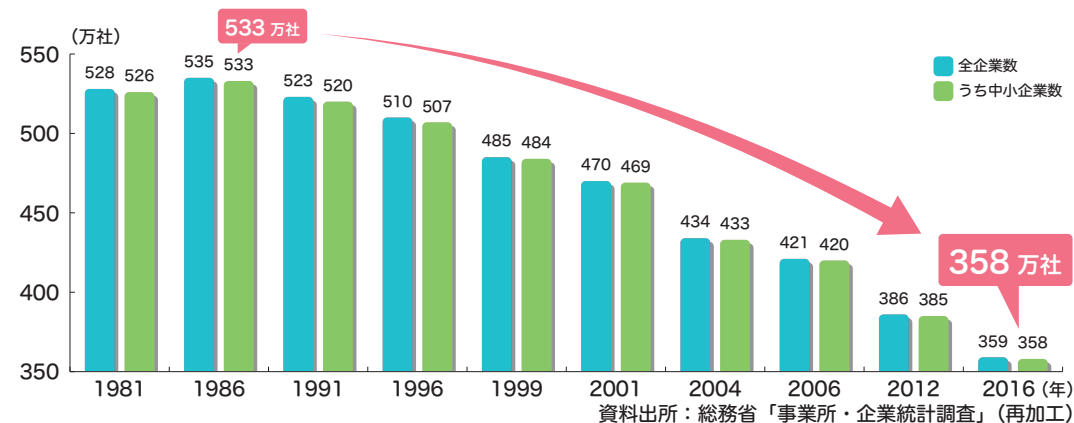
I-1 中小企業とは

中小企業を取り巻く環境

中小企業は地域経済の要であり、地域産業の重要な担い手であることから、地域全体の活性化に果たす役割も非常に大きなものがあります。

しかしながら、「売上が伸びない」、「コストの削減が難しい」、「情報が集まらない」、「人材の確保・育成が思うようにいかない」等の課題を抱え、多くの中小企業が厳しい経営を余儀なくされています。そのような状況のもと、中小企業数は、1986年の533万社をピークに、2016年には358万社にまで減少しています。

■企業数の推移



中小企業の定義

中小企業は、「中小企業憲章」において、『中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。』とされています。優れた技術や技能で日本の経済基盤を支えているのは中小企業であり、人々の生活の利便性を確保し、地域における雇用を創出する重要な担い手となっています。

また、中小企業基本法においては、中小企業の範囲を次のように定義しています。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。たとえば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業が対象です。中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としています。

I-4 ニーズに合わせた 組合づくり

こんなご希望は

ありませんか？

中小企業者もしくは個人が、
経営課題を解決したり、思い描いている事業を
実践したりするために、それぞれの目的に
合った組合をつくることを推奨します。

中小企業のみなさん

事業者が団結してビジネスを活性化したい！

売上を
増やしたい

新分野へ
進出したい

取引条件を
改善したい

後継者・従業員を
育成したい

販路を
拡大したい

仕入価格を
引き下げたい

コストを
抑えたい

品質を
向上させたい

受注の機会を
増やしたい



事業協同組合で取り組んでみませんか？ 詳しくは P12へ

新しく仕事を 始めるみなさん & 個人事業主の みなさん

持てる技術やノウハウを活かし活路を拓きたい！

個人事業者の
経営規模を
拡大したい

インターネットを
活用してSOHOを
立ち上げたい



生きがいを求めたり、
地域に貢献できる
事業をはじめたい

主婦などの仲間で
ビジネスを
起こしたい

サラリーマン時代の
経験を活かして
ビジネスを
はじめたい

まちおこしで
働く場を
創出したい



企業組合で取り組んでみませんか？ 詳しくは P18へ

I-5 各種組合制度の比較

組合と会社の違い

ここでは、中小企業組合の代表的なものである事業協同組合と企業組合、株式会社についてその違いをみることにします。

組織の種類 組織の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	株式会社
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	利益追求
事業	組合員の事業を支える共同事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、農業等の事業経営	定款に掲げる事業
性格	人的結合体	人的結合体	物的結合体
1 組合員の出資 限度	100 分の 25 (合併・脱退の場合 100 分の 35)	100 分の 25 (合併・脱退の場合 100 分の 35)	
議決権	出資額に拠らず平等 (1 人 1 票)	出資額に拠らず平等 (1 人 1 票)	出資別 (1 株 1 票)
配当	利用分量配当及び 1 割までの出資配当	従事分量配当及び 2 割までの出資配当	出資配当
設立要件	4 人以上の事業者が発起人となる	4 人以上の個人が発起人となる	資本金 1 円以上 1 人以上
行政の認可	必要	必要	不要
加入資格	自由加入 (定款に定める地区内で事業を行う小規模事業者 (概ね中小企業者))	自由加入 (法人は、総組合員の 4 分の 1 以内)	無制限
責任	有限責任	有限責任	有限責任
任意脱退	自由	自由	株式の譲渡による
組合員比率	ない	全従業員の 3 分の 1 以上が組合員	
従事比率	ない	全組合員の 2 分の 1 以上が組合事業に従事	
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の 100 分の 20 まで (特例あり)		
根拠法	中小企業等協同組合法 (制定：昭和 24 年)		会社法 (制定：平成 17 年)

Point①

組合員の経済的利益が目的

株式会社は営利活動を通じて利益を上げ、株主にそれを配当することを目的としていますが、組合は組合員が組合の共同事業を利用することにより自らの事業に役立てていくことを目的としています。また、企業組合は事業を行うことによる働く場の確保や組合員の経営の合理化を目的としています。

株式会社は資本の論理に基づく経済合理性を追求しますが、組合は相互扶助の精神に基づき、人間性を尊重し、不利な立場にある組合員の経済的地位の向上を図るための組織です。ここでいう相互扶助とは、組合員が協同して達成すべき目標を掲げ、そのために必要な共同事業を行い、各組合員がこの共同事業を利用することによってそれぞれの価値の創造と利益の増進を図ることをいいます。

Point②

人（組合員）を重視した結合体

株式会社は「資本」を中心とする組織であるのに対して、組合は組合員という「人」を組織の基本としており、人と人との結びつきを中心とする人的結合体としての性格を持っています。出資限度については、株式会社の場合は出資の制限はありませんが、組合の場合は組合員は出資をすることが求められたうえで、平等の原則を保持するため 1 組合員の出資は出資総額の 4 分の 1 までという制限があります。

Point③

議決権、選挙権は出資の多寡にかかわらず 1 人 1 票

議決権および選挙権は、株式会社では株式数に比例したものとなり、多数の株式を持つ株主の意向により運営されますが、組合は組合員の人格を重視しており、出資額の多寡にかかわらず 1 人 1 票です。

Point④

組合員の利用分量または従事分量配当に応じて配当

株式会社は営利活動を通じて利益を上げ、株主にそれを配当することを目的としていますが、組合は組合員が組合の共同事業を利用することにより自らの事業に役立てていくことを目的としています。このため、組合の事業の利益については、組合員の利用分量または従事分量配当に応じた配当が主となっており、出資配当にも制限があります。株式会社にはこうした制限はありません。

Point⑤

4 人以上の発起人、行政の認可により設立

株式会社が 1 人以上で行政の認可を必要とせず設立可能であるのに対して、組合は 4 人以上の発起人により、行政の認可を受けて設立します。

各種組合と法人等の違い

組織の種類 組織の内容		信用協同組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合		生活衛生同業組合	有限責任事業組合(LLP)	一般社団法人	一般財団法人	NPO法人
目的		資金の貸付、預金の受入れ	組合員の事業の改善発達	組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備		組合員の事業の生活衛生の水準向上、資格事業の改善	利益追求企業の連携や専門的な能力を持った人材による共同事業の振興	設立時に定款に定めた目的	設立時に定款に定めた目的	NPO法所定の特定非営利活動促進による公益の増進（営利を目的としない）
事業		組合員に対する資金の貸付、預金・定期積金の受入れ、その他	指導教育、調査研究、共同経済事業（出資組合のみ）	組合員の事業の統合、関連事業、附帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業		生活衛生の適正化事業、指導、検査事業、その他	企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材による共同事業	定款に掲げる事業（剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできない）	定款に掲げる事業（剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできない）	NPO法第2条第1項別表に規定する20の活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する事業
性格		人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体		人的結合体	人的結合体	人的結合体	物的結合体	人的結合体
1 組合員の出資限度		100分の10	100分の25（合併・脱退の場合100分の35）	100分の50（中小企業者でないもの全員の出資総額は100分の50未満）	100分の25		100分の25	ない			
議決権		出資額に抛らず平等（1人1票）	出資額に抛らず平等（1人1票）	出資額に抛らず平等（ただし定款で定めたときは出資比率の議決権も可）	出資額に抛らず平等（1人1票）		出資額に抛らず平等（1人1票）	組合員全員の一致で決定	平等（ただし定款で定めれば変更可）	役員又は評議員のみ	平等（1人1票）
配当		利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	定款に定めた場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当		利用分量配当及び1割までの出資配当		できない	できない	できない
設立要件		300人以上が加入すること、出資金が1千万円以上（東京都ほか金融庁長官が指定する人口50万人以上の市は2千万円以上）であること	1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること	4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと		都道府県毎に一個の組合員資格事業者の3分の2以上が加入すること	2人以上の個人又は法人が参加すること、組合契約書を作成しこれを登記すること	2人以上	1人でも可能、設立者が財産（価額300万円以上）を抛出、設立時評議員及び設立時理事はそれぞれ3人以上	10人以上の社員がいること、理事3名以上及び監事1名以上が必要
	行政の認可	必要	必要	必要	必要		必要	不要	不要	不要	不要（認証は必要）
加入資格		自由加入（地区内の小規模事業者（概ね中小企業者）又は地区内居住所を有する者、勤労者）	自由加入（地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めたときは3分の1未満の中小企業者以外の者）	総会の承諾が必要（中小企業者（組合員の推定相続人を含む）及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者）	自由加入（地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めたときはこれ以外の者）		自由加入（地区内で資格事業を営む者）	加入は組合員全員の一致で決定。資格は特に制限なし（ただし、法人が組合員となる場合は、自然人の職務執行者を定めること）組合員には業務執行への参加義務あり	外部からの社員参加は原則自由（定款で制限可）（個人又は法人）	自由（個人又は法人）	外部からの社員参加は原則自由
責任		有限責任	有限責任	有限責任	有限責任		有限責任	有限責任	設立時社員、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総社員の同意がなければ免除されない	設立者、設立時理事又は設立時監事の負う責任は、総評議員の同意がなければ免除されない	出資をしていないため責任なし
任意脱退		自由	自由	持分譲渡による	自由		自由	やむを得ない理由がある場合のみ可能	自由	自由	自由
組合員比率		ない	ない	ない	ない		ない	ない			
従事比率		ない	ない	ない	ない		ない	ない			役員総数のうち、3親等内の親族が3分の1を超えて含まれてはいけない
員外利用限度		資金の貸付・預金の受入れは、貸出総額・預金の総額の100分の20まで	共同経済事業のみ適用され、原則として組合員の利用分量の100分の20まで（特例あり）		組合員の利用分量の100分の20まで		組合員の利用分量の100分の20まで				
根拠法		中小企業等協同組合法（制定：昭和24年）	中小企業団体の組織に関する法律（制定：昭和32年）		商店街振興組合法（制定：昭和37年）		生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（制定：昭和32年）	有限責任事業組合契約に関する法律（制定：平成17年）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（制定：平成18年）		特定非営利活動促進法（制定：平成10年）

I-6 主な組合の概要

事業協同組合とは？

中小企業者が個々では対応できない課題に対して、相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことにより、経営上の諸問題を解決し、経営の近代化・合理化や経済的地位の改善・向上を図ることを目的とする組合です。

4人以上の中小企業者によって設立でき、共同事業を通じて組合員が行う事業を補完・支援するための事業を実施します。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されています。同業種の事業者で組織する組合が大半ですが、異業種の事業者で組織する組合も数多く、それぞれの組合員が保有する技術、経営のノウハウ等を出し合いながら活動しています。

組合には、組織運営の規範・基本方針として、備えておかなければならない基準および原則（次頁参照）があります。



基準および原則

基準

① 相互扶助目的

→組合は、組合員の相互扶助を目的としています。

② 加入・脱退の自由

→組合への加入・脱退は任意

③ 議決権、選挙権の平等

→出資口数にかかわらず平等
(1組合員1票)

④ 剰余金配当の基準

→利用分量配当
→出資配当(年1割以内)

Point!

相互扶助とは？

相互扶助とは、組合員が互いに協力して事業活動を行うことにより、全体としての利益を上げ、全体の利益が各組合員の利益に結びつくという関係をいいます。中小企業は、小規模であるが故の弱みを持ちますが、同時にそれは機動性・創造性という強みにもつながっています。弱みを補完し強みを活かす理念が「相互扶助」ということになります。

原則

① 組合員への奉仕の原則

→組合自体の利益追求ではなく、組合員に直接効果を与えることを目的とします。
(員外利用の制限)

② 政治的中立の原則

→組合は、特定の政党の政治目的に利用してはなりません。

Point!

中小企業等協同組合法

中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としています。

主な共同事業の種類

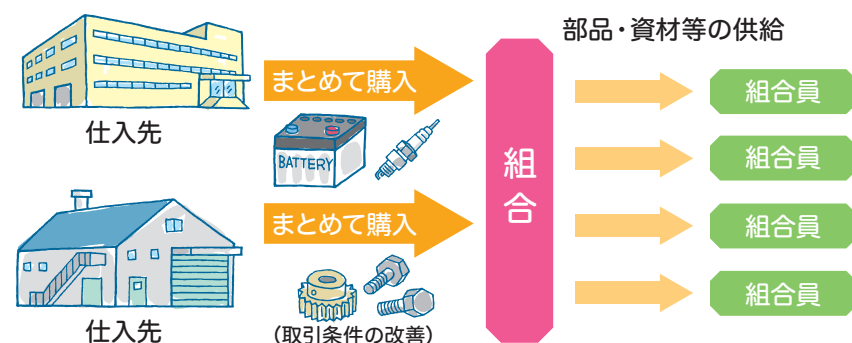
共同購買事業

仕入価格を
引き下げたい

仕入価格の
合理化を図りたい

購入商品の規格・品質
の均一化を図りたい

組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。製造業をはじめ卸・小売業、運送業やサービス業の組合に至るまで、比較的幅広く行われています。仕入先等との交渉力が強化され、仕入価格の引下げ、代金決済等の取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化等が図られる等、組織化のメリットが比較的实现しやすい事業といえます。

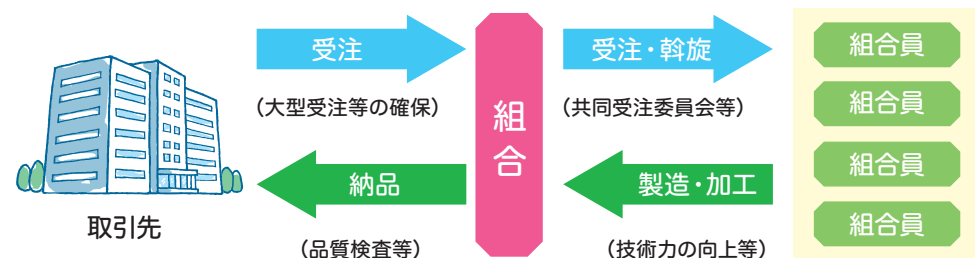


共同受注事業

受注の窓口を一本化して
取引条件を改善したい

受注の機会を
増やしたい

国内市場の縮小、公共事業の縮減等で多くの中小企業が受注の確保に苦慮しています。この事業は、組合が窓口となって注文を受け、組合員が分担して製造・施工等を行い、組合が納品するもので、組合員に斡旋する形態もあります。官公需適格組合が実施する行政等からの官公需共同受注事業が代表的で、大口の発注や大型の工事等を受注することが可能になるほか、取引条件の改善が可能になるといったメリットが得られ、組合員の技術力の向上にもつながります。

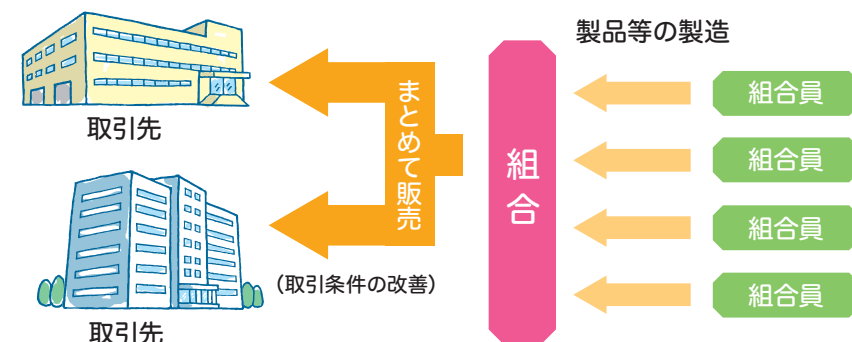


共同販売事業

受注の窓口を一本化して
取引条件を改善したい

受注の機会を
増やしたい

取引環境が変化する中で、いかに新たな販路や市場に対応していくかが課題となっています。この事業は、組合員が製造した製品の販売等を組合がまとめて行います。これにより販売価格や決済条件等の取引条件が有利になるほか、大口需要先への対応や新販路の拡大等を図ることができます。インターネットを活用した共同販売も広く行われています。



共同宣伝・市場開拓・ 販売促進事業

売上を
増やしたい

組合員のイメージ
アップを図りたい

前述の共同販売事業や共同受注事業と連動して行われることが多く、組合員の製品や取扱商品の販路拡大、新たな市場開拓等を目指します。組合が中心となってブランド化を進め、全国規模でのPRを展開している事例もあります。展示会の開催・出展・共同での広告宣伝、共同売り出し、商店街のポイントサービスやクレジット事業等が代表的なものです。

共同生産・加工事業

原価を
引き下げたい

品質を
向上させたい

設備の効率化を
図りたい

個々の組合員では所有できない高額・大型の機械設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業です。これにより原価の引下げ、規格の統一、品質の向上、設備や仕事の効率化等が可能となります。共同施設の設置に関しては、高度化融資制度の活用や商工中金等からの融資のほか、国等からの支援策も充実しています。

研究開発事業

製品・技術の開発・改善をしたい

新分野に進出したい

企業の発展のためには、常に新たな製品や技術の開発、生産工程の改善等が不可欠です。この事業は、中小企業が単独で行うのが困難な調査研究や研究開発を組合が共同で実施するものです。組合が直接実施する場合や、大学や公的な試験研究機関に依頼して実施する場合があります。産・学・官の連携による研究開発も広く行われており、特にものづくりや農商工連携、地域資源を活用した新製品開発等の分野では国等からの支援策も充実しているため、組合として積極的に取り組むことが望めます。

教育・情報提供事業

後継者・従業員を育成したい

経営に役立つ情報が知りたい

人材は、企業経営の根幹をなすものです。企業・組合・業界を発展させるには、人材を育成せずには成し遂げられません。組合が実施する人材育成事業は、組合員をはじめ、その後継者や組合員企業の従業員等を対象に計画的・体系的な教育研修を行う事業です。経営ノウハウの共有化、組合員の経営に役立つ市場等の情報、技術情報、関連業界の情報等を収集し、組合員に提供するほか、技能検定制度を活用する等、業界における技術・技能の向上を目指し、従業員等の意欲の向上を図っていくことが重要です。近年は「情報」が重要な経営資源と考えられているため、組合や業界の情報を広く発信していくことが大切です。



金融事業

信用力をアップしたい

借入窓口を拡大したい

組合が行う金融事業は、組合員に対する事業資金の貸付、手形の割引、または金融機関に対する債務保証等の形態で実施されます。必要な資金を組合が借り入れて転貸するケースや、組合の斡旋により組合員が直接借り入れるケースがあります。また、組合員が顧客や仕入先等と取引する場合、組合がその債務を保証する事業も行われています。

福利厚生事業

組合員同士の融和を図りたい

組合への参加意識を向上したい

組合員の生活面の向上を図るための事業で、健康診断、慶弔見舞金の支給※、親睦旅行、レクリエーション活動等があります。

※慶弔見舞金等で10万円を超える金額を支払う場合は、共済事業に該当します。共済事業を行うためには、共済規程の所管官庁の認可等、別途要件があります。

共同労務管理事業

人材の確保・定着に取り組みたい

管理経費を削減したい

組合員企業の従業員の確保・定着あるいは能力開発等、組合員が行うべき労務管理の一部を組合が代わって実施します。これにより福利厚生等の労働条件や安全衛生、作業環境の改善のほか、従業員の定着率や技術・技能の向上が図れます。

外国人技能実習生受入事業

協同組合が監理団体となって技能実習生を受け入れ、実習実施機関である組合員企業で研修を行うことで、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的とする事業です。職業紹介事業の許可等、事業実施にあたっては一定の要件が必要ですのでご注意ください。

その他の事業

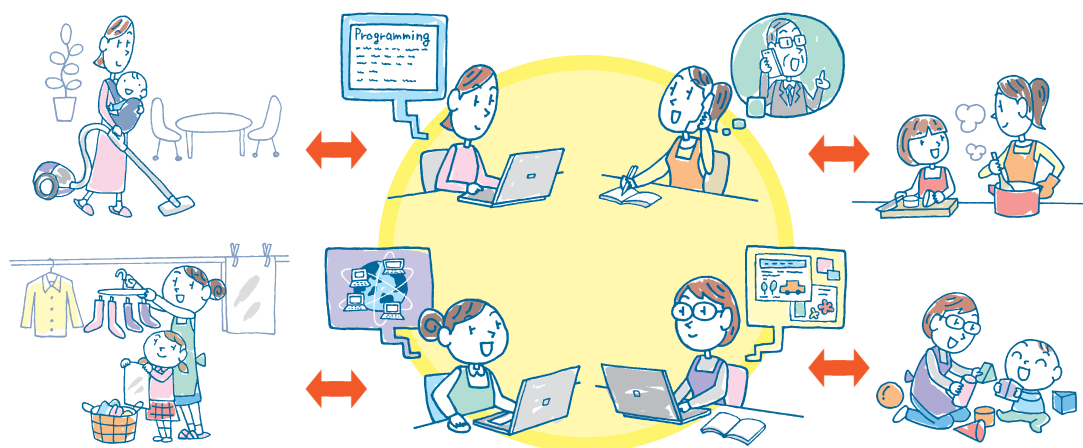
地域の中小企業が生き残っていくためには、新技術や新製品の開発、海外市場等への積極対応、地球環境問題への対応等が避けて通れないものとなっています。こうした状況の中で、組合としても組合員の新たな戦略展開をバックアップする事業活動の展開が求められています。特にインターネットを活用した共同販売等の情報戦略、地域ブランドの開発と発信、海外市場調査、ものづくり技能の承継等は喫緊の課題であり、組合としてさらなる積極的な対応が望まれています。また、取引先との間で低価格や不利な取引条件を強いられる場合に、組合が組合員の取引先と交渉し、団体協約を締結して適正な価格や取引きを実現しようとすることも可能です。

企業組合とは？

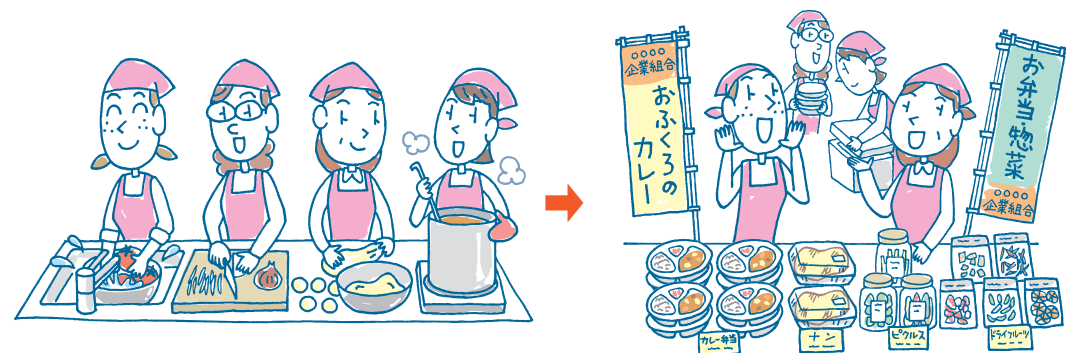
4人以上の個人が資本と労働力を持ち寄り、一つの企業体となって事業活動を行う組合です。ほかの中小企業組合と異なり、個人が中心となって活動し、事業が限定されないことから、それぞれの有するアイデア、技術、ノウハウなどを活かした事業を行う、会社に近い形態の組合です。

企業組合は、組合員がともに働くという特色を持っており、そのために組合の事業に従事する義務が課せられています。また、個人以外に組合事業をサポートする法人等も一定の条件のもとで特定組合員として加入ができます。

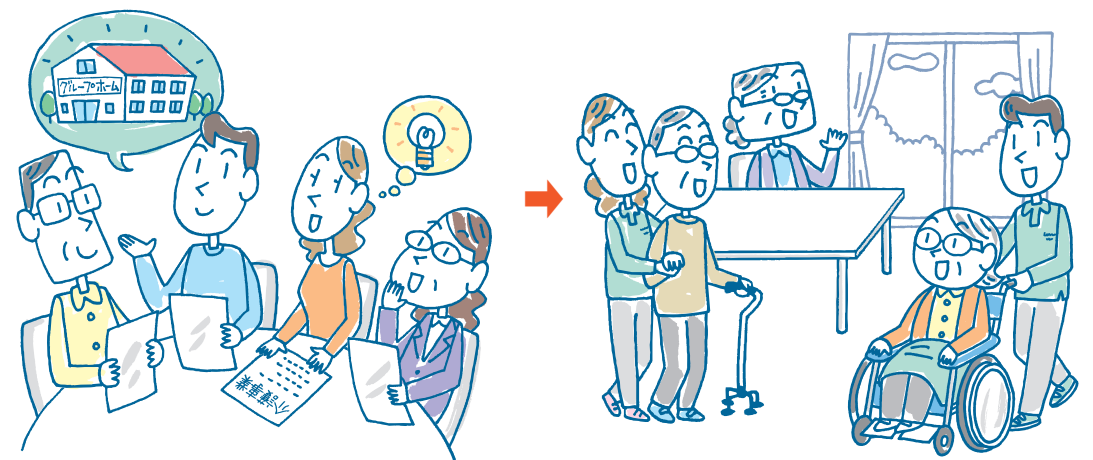
■インターネットを活用してSOHOを興したい



■主婦などの仲間でビジネスをしたい



■生きがいや地域貢献を事業にしたい



最近では、主婦や高齢者、企業に勤めていた方、SOHO事業者等が自らの経験・ノウハウを活かして、働く場を創造するケースが増えており、子育て支援や介護・福祉、街づくり、地元特産品の開発・販売等、さまざまな分野での創業に活用されています。

また、企業組合の形態として、通常の企業のように事業場を集中させて事業を行う「集中型」と、各個人事業者が従来営んでいた事業場を、組合の事業場としてそのまま継続して運営する「分散型」があります。

集中型

事業者でない個人により設立された組合、または個人事業者であった組合員が従来営んでいた事業所を閉鎖して合同した形態をとる組合であり、組合自体が事業活動の主体となります。事業所は概ね一カ所に集中しているものが多いですが、複数の事業所を持つものもあります。

分散型

個人事業者であった組合員が従来営んでいた事業所を組合の事業所として存続させる方法をとる場合で、仕入や販売については各事業所に委ねて、組合本部は、主として各事業所の売上代金の収納管理や仕入代金の支払等の業務を行います。

企業組合の事例

さまざまな課題や目的を持つ人々が集まり、それらの解決・実現を目指して企業組合を設立しています。その一例をご紹介します。

1 喜ね舎（きねや）といえば名物「おはぎ」

企業組合ファームまゐま喜ね舎（福井県福井市）

地元の農産物を使った惣菜づくりを行っていたJA女性部メンバーの有志が、経営管理や衛生管理の強化を目指し法人化。名物「おはぎ」が大ヒットし、地元では「きねや」が「おはぎ」の代名詞となるほどに。



2 女性起業家を育成・支援する多彩な施策を展開

花咲かねーさん企業組合（徳島県徳島市）

女性の起業を支援するべく、女性7名を含む発起人8名で設立。起業セミナーや各種専門家への個別相談の開催等を通じて、働く女性の育成と支援を行っている。組合内で任意のプロジェクトチームを結成し、プロジェクト参加者が資金を拠出するというユニークな資金調達の仕組みを持つ。女性が活躍できる社会の実現に向けてさまざまな事業に挑戦する方針。



3 ユニークなデイサービスで福祉の課題に挑む

企業組合やじろべえのハウス（滋賀県草津市）

視覚障害施設に約20年間勤務し現状の福祉制度に問題意識を持っていた理事長が中心となって設立。視覚障害者も含め誰でも利用できる高齢者介護施設を開設し、デイサービス事業を行っている。自家菜園での体験や田園の散歩、季節ごとの行事等、ほかのデイサービスとは一味違う内容が好評で利用者の要望に柔軟に対応し、「弱者の味方」となるような事業を展開している。



4 シイタケの県内生産量の向上に貢献

NA-BA生産企業組合（沖縄県名護市）

地元の慶事料理等に使われるシイタケの消費量が多い沖縄で、県内生産量の向上を目指し林業関係者とシイタケ栽培者4名で設立。生産農家と連携して生産拡大を図り、3年目で経常利益を上げ、その後も好調を維持。さらに、新たな連携事業や6次産業化事業、技術・ノウハウの継承等を推進し、その一方で職場体験を通じた職員採用等も積極的に行っている。



ほかにもこんな組合や組織があります

事業協同小組合

組合員となることのできる資格が、従業員5人以下（商業・サービス業は2人以下）の事業者に限られていることが特色で、実施する事業等は事業協同組合と同様です。

信用協同組合

組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受入および資金の貸付等の金融事業を行うことを目的としている組合で、中小企業の資金需要に応えるための事業を実施しています。

協同組合連合会

同一の資格事業による組合（企業組合を除く）同士が組織する連合体です。より広域的な活動を展開することで、一つの組合が単独で活動するよりもさらに大きな効果が期待できる共同事業を実施します。共同事業としては、たとえば、共同宣伝、共同購買、情報提供、人材育成、共済事業等が挙げられます。

協業組合

組合員になるようとする中小企業者が、従来から営んでいた事業の全部または一部を組合に統合し、経営規模の適正化、技術水準の向上、設備や経営の近代化・合理化を進め、生産・販売能力の向上等を図ろうとする組合です。

協業組合の形態には、組合員の事業の一部分を統合する「一部協業」と、事業のすべてを統合する「全部協業」があります。いずれも組合員は中小企業者（定款に定めれば組合員総数の4分の1以内まで大企業者を加入させることが可能）でなければならず、統合した事業については、原則として行うことができません。

また、協業組合の特色として出資額に応じて議決権に差を設けることや、新規の加入を制限することができます。

出資額についても、組合員1人で出資総口数の50%未満まで持つことが可能です。

- 一部協業：組合員の事業活動の一部分（たとえば、生産工程の一部分や、原材料の仕入、生産、販売の部門のうち一部等）の統合や、組合員が取り扱う多くの品種のうち一部分の統合、組合員が行う多くの業種のうちの一部業種を統合することなどが可能です。
- 全部協業：組合員が行っている事業の全部を統合するものです。

商工組合

業界全体の改善・発達を図ることを主な目的とする同業者による組合です。業界を代表する同業組合的性格を有していることから、設立にあたっては、組合の地区は原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならないこと等の設立要件があります。

また、商工組合の組合員は、原則として中小企業者ですが、一定の条件のもとに大企業も組合員になることができます。

商工組合が行う事業には、法律に基づいて以下のものが規定されています。

- 組合員の資格事業に関する指導教育、情報の収集提供、調査研究
- 組合員の資格事業に関し、組合員のためにする組合協約の締結

このほか、環境リサイクル、安全問題等への対応等、商工組合が自主的に実施している事業も増加しています。

なお、商工組合には出資制と非出資制があり、出資制の場合は上記の事業に加え、事業協同組合と同じように共同購買、共同販売等の共同経済事業(14頁参照)も行うことができます。

商工組合連合会

それぞれ県域等で設立された商工組合を会員とする商工組合の連合体で、中小企業者が営む事業の改善発達等のための諸事業をより広範囲かつ総合的に展開します。

商店街振興組合

小売商業またはサービス業を営む事業者等が商店街を中心として設立するもので、商店街の活性化を目指して街路灯、アーケード、カラー舗装、共同駐車場等の誘客・来街のための環境整備や文化教室、集会場等のコミュニティ施設の設置を行います。また、共同宣伝、共同売り出し、ポイントサービスや商品券の発行等の共同事業も積極的に実施しています。

設立する際には次の要件を満たさなくてはなりません。

- 小売商業またはサービス業を営む事業者30人以上が近接して商店街を形成している地区（町村地区を除く）であること
- その地域内で組合員となれる資格を有する者（定款で定めれば非事業者であってもその地域に居住している者は組合員になれる）の3分の2以上が組合員となり、さらに全組合員の2分の1以上が小売商業またはサービス業を営む事業者であること

生活衛生同業組合

飲食、美容、理容、旅館、公衆浴場、クリーニング等、国民の生活衛生に特に関係の深い業種の事業者によって組織される組合です。適正な衛生管理や衛生施設の改善向上を図るための指導的な事業を主体に、技能の改善向上、技能者の養成といった事業のほか、必要に応じて営業方法の取決めや営業施設の配置基準の設定等の事業を行います。

有限責任事業組合（LLP）

民法上の任意組合と株式会社のそれぞれの長所を取り入れた組織形態として、企業同士のジョイント・ベンチャーや研究開発等に活用されています。

有限責任制、内部自治原則、構成員課税制度という3つの特徴があります。

合同会社（LLC）

有限責任社員のみで構成され、「組織の内部自治」が認められる新たな会社類型として、LLPとともに創業やジョイント・ベンチャー等で活用されています。

一般社団法人

非営利団体を対象とした法人制度の一つであり、営利（剰余金の分配）を目的としない団体（人の集まり）であれば、一般社団法人として法人化できます。

一般財団法人

事業目的に必ずしも公益性がなくても構いません。個人や特定のグループのみの利益を目的としていないということであれば個人の利益を追求することも可能です。

特定非営利活動法人（NPO法人：Nonprofit Organization）

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することが求められており、実施する事業も保健・医療または福祉の増進など20の事業分野に限定されています。また、公益性重視の観点から情報公開が義務付けられています。

I-7 中小企業団体中央会の活動

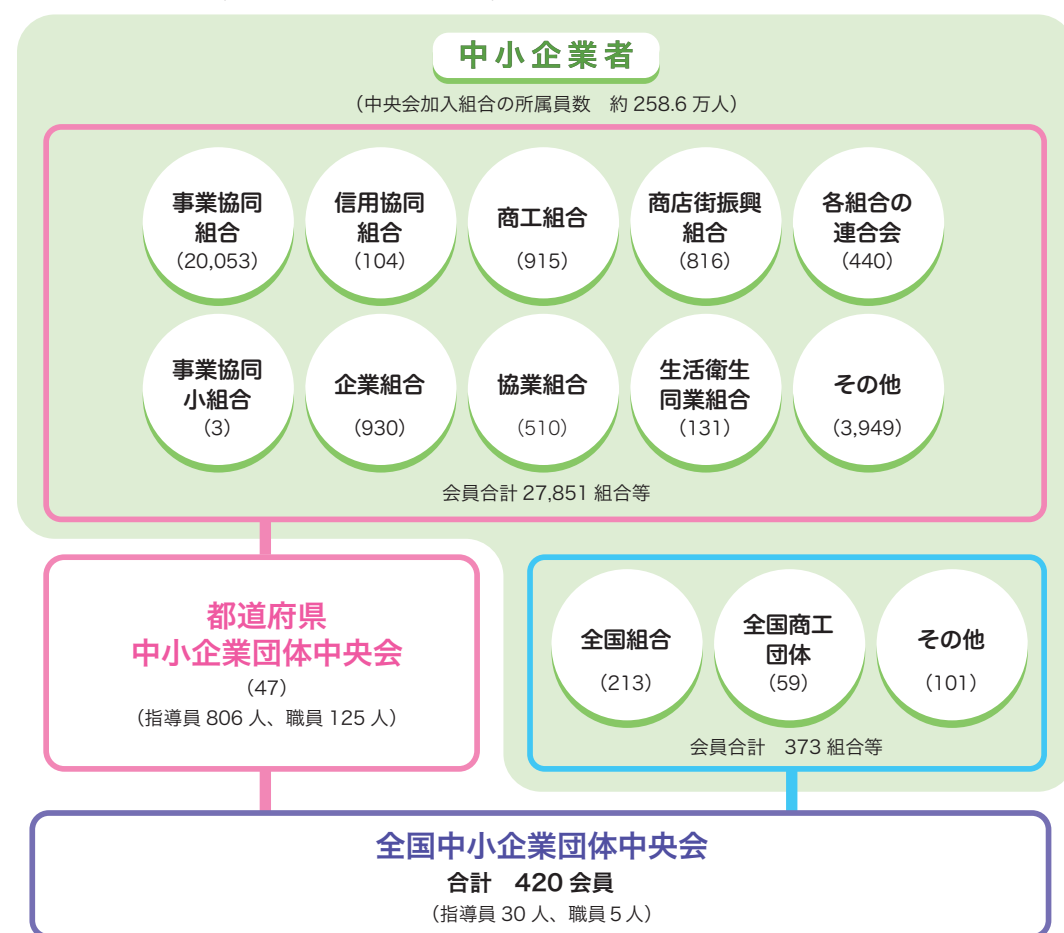
中小企業団体中央会とは

中小企業団体中央会（以下「中央会」）は、中小企業連携組織の専門機関です。中央会の目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことです。

中央会は、中小企業等協同組合法および中小企業団体の組織に関する法律に基づき、47の都道府県中央会については各都道府県知事の認可により、全国中央会については経済産業大臣の認可により設立された法人です。

中央会は、各法律により設立された中小企業者による組合をはじめとした会員により組織を構成しており、その会員が総会において、会長等を選出しています。中央会の事業運営は、主に会員からの会費により行っていますが、組合等向けの各種事業については、行政からの補助を受けて実施しています。

■中央会組織（平成30年4月時点）



中央会が展開する事業

中央会では、前記の目的を達成するため、さまざまな事業を展開しています。

中央会の主な事業内容

- 組合運営上の問題等をいつでも気軽に相談できる体制（「窓口相談」）
- 定期的に指導員が訪問し、face to faceで相談（「巡回指導」）
- 各種助成策や業界団体向けの情報を速やかに提供（機関誌・インターネット等）
- 行政機関等に対し、業界の要望を建議・陳情
- 各種会合、交流会開催により、会員相互の交流を促進
- 各種講習会・研修会を開催
- 中小企業者および官公需適格組合の官公需受注の促進
- 中小企業および中小企業の組織に関する調査・研究
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の認定・登録
- 組合青年部、組合女性部の育成・強化
- 中小企業組合等を対象にした各種補助事業等についての支援（ビジョン策定、新分野研究、ネットワークシステム開発等）
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業の運営管理

中央会には合わせて、2万7千を超える組合等が加入しています。中央会は、主に会員に対して上記のような事業や、各種共済・保険制度の割引価格での提供等を、定期的に、または適宜行っています。

また、中央会では、中小企業団体全国大会を開催し、会員組合等から集められた要望事項を決議しています。平成30年度は9月12日に京都府において開催し、自然災害に対する対策の拡充、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化、中小企業組合・中央会等に対する支援の強化など16項目を決議しました。同決議については、全国中央会会長を中心に国会議員等へ陳情活動を行い、そのいくつかは実現し、国等の政策に反映される運びとなっています。会員による組織力が、中央会活動の根幹となっているのです。

I-8 組合に対する支援策

金融・税制支援

中小企業組合は、中小企業経営の効率化や経営革新等を推進し、サポーターイングインダストリー（ものづくり基盤技術）や地域経済の核となる等、国民経済の発展のうえで重要な役割を担っていることから、国や都道府県等は中小企業組合に対して各種の助成策を講じています。

■金融上の助成

株式会社商工組合中央金庫（商工中金）は、「株式会社商工組合中央金庫法」に基づく、政府と中小企業組合との共同出資による政府系金融機関です。

融資の対象は、原則として同金庫に出資している中小企業団体とその構成員である組合員に限られており、組合の資金面での大きな支えとなっています。商工中金は、本店をはじめ全国各地・海外に店舗等を設けているほか、小口資金の利用希望者のため信用組合等が代理店になっています。

貸付資金	・組合事業のための設備資金および運転資金 ・組合が借り受けて組合員に貸し出すための資金 ・組合員が商工中金から直接借り受ける資金
貸付期間	・原則として設備資金15年以内、運転資金10年以内
貸付限度	・個別に決定、商工中金窓口にお問い合わせください。
貸付利率	・金融情勢により変更がありますので、商工中金窓口にお問い合わせください。

▶中央会推薦貸付制度

商工中金では中央会から推薦を受けた組合および組合員の方々を対象とした中央会推薦貸付があります。具体的な貸付制度の概要は下記のとおりです。

貸付対象者	・中央会並びに商工中金が定める支援対象テーマ※に取り組む組合・組合員で、中央会から推薦された者 ※具体的な支援対象テーマ ①新設組合支援 ②ものづくり支援 ③地域資源活用支援（農商工連携を含む） ④女性・子育て支援 ⑤環境対策支援 ⑥BCP支援 ⑦事業承継支援 ⑧再生可能エネルギー活用支援 ⑨海外展開支援 ⑩組合間連携支援 ⑪協業化促進支援 ※上記以外にも支援対象テーマが設定される場合があります。詳しくは最寄りの商工中金窓口にお問い合わせください。
資金使途	・設備資金、運転資金
貸付期間	・商工中金所定の審査によります。
貸付限度	・100百万円（貸付金額は商工中金所定の審査によります）

貸付利率	・商工中金所定の貸出利率－0.3%（固定金利）ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします。 ※支援対象テーマ⑧再生可能エネルギー活用支援については貸付限度・利率などが異なりますので最寄りの商工中金窓口にお問い合わせください。
担保	・商工中金所定の審査の結果、必要となる場合があります。
保証人	・（組合への融資の場合）原則、組合役員 ・（組合員への融資の場合）原則、代表者1名
期限前返済	・可能です。ただし、期限前返済手数料が発生する場合があります。

▶高度化資金の融資

中小企業の経営基盤を強化するためには、工場や店舗等の近代化を進めるとともに、共同事業を通じてコストの縮減や新たな事業活動を行っていくことが必要です。このため、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、中小企業者が組合を設立し共同して経営基盤の強化を図るため、工場団地、卸団地、ショッピングセンターの設置、商店街の近代化等の事業に対して、都道府県と一体となって、資金およびアドバイスの両面から支援する「高度化融資制度」を運用しています。

▶中小企業が実施する事業の例

- 市街地等に散在している中小企業者が、まとめて立地環境の良い地域へ工場や店舗等を移転する形態（集団化事業）
- 商店街の小売商業者が共同で老朽化した店舗の建て替えなどを行うとともに、アーケード、カラー舗装、駐車場等の整備を街ぐるみで行うものや工場等が集積している区域を整備する形態（集積区域整備事業）
- 中小企業者が各社の事業の一部を共同で行うために共同施設を設置し、利用する形態（共同施設事業など）
- 中小企業者である店舗が集まり、ショッピングセンターや工場を集約化して共同工場等を整備する形態（施設集約化事業など）

償還期限	・20年以内（固定金利。据置期間3年以内）
助成割合	・必要設備資金等の80%以内（小規模事業者については90%以内）
金利	・0.45%（平成29年度）または無利子

▶東日本大震災復旧支援

被災した事業協同組合等、中小企業等のグループが施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して、設備資金の貸付を行います。

【対象となる方（事業）】

- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（中小企業等のグループや事業協同組合等

が復興事業計画を策定し認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・復興について補助を受けられる制度）の認定を受けて施設・設備の復旧整備を行う場合

- 事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設の復旧を図る場合または新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合（災害復旧貸付）

■税制上の優遇

▶法人税率の軽減

協同組合等は、従来より普通法人と比べて低い法人税率が適用されていましたが、平成24年4月1日から平成31年3月31日（2年延長される予定）までに開始する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額については、さらに税率の引下げが行われています（基本税率23.2%は平成30年4月1日以降に開始する事業年度に適用。平成30年3月31日までの間に開始する事業年度は23.4%）。

協同組合等		企業組合・協業組合		
年800万円以下の所得	年800万円超の所得	出資金1億円以下		出資金1億円超
		年800万円以下の所得	年800万円超の所得	
15%	19%	15%	23.2%	23.2%

▶加入金の益金不算入（企業組合・協業組合にも適用）

法人税の課税対象となる各事業年度の所得を計算する場合の益金には、「資本等取引」に係るものを含まないことが定められています。

「資本等取引」とは、法人の資本金等の額の増加または減少を生ずる取引であり、「資本金等の金額」とは、資本金の額または出資金の額以外の資本金等の額の増減額および当該事業年度の資本金の額または出資金の額以外の資本金等の額の増減額の合計額とを合計した金額です。このうち増加項目と増加額に、協同組合等が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額が含まれています。したがって、加入金は、資本等取引に係るものに該当し、益金とはなりません。また、企業組合および協業組合は、政令で定める法人として指定されており、この適用を受けることとなっています。なお、この加入金とは、持分調整金であって、権利金的なものは含まれないことに注意しなければなりません。

▶事業利用分量配当の損金算入（企業組合・協業組合は適用除外）

事業協同組合等において組合の事業を利用した分量に応じて行う事業利用分量配当は、損金に参入されます。この場合の分配の基準となる組合員の事業利用高は、当期の利用高に限られ、前期以前のものは含まれません。

また、対象となる剰余金は、組合員が組合事業を利用したことによって生じた剰余金に

限られ、不動産の売却益や組合事業であっても組合員の利用がないと認められる事業から生じた利益は対象になりません。

事業利用分量配当は、配当という字句が使われていますが、所得税法上の配当所得とは認められず、支払時における源泉徴収および受領組合員の配当控除は適用されません。

一方、企業組合の従事分量配当については、損金算入が認められていません。組合員が企業組合から受ける従事分量配当は配当所得とされているので、配当にあたっては20%の源泉徴収を行う必要があります。協業組合についても、出資配当以外の配当はすべて配当所得とされており、源泉徴収を行う必要があります。

▶賦課金の仮受金経理（企業組合・協業組合は適用除外）

教育事業および指導事業に充てるために賦課した賦課金について、当該事業が翌事業年度に繰り越されたため剰余が生じた場合には、これを翌年度の経費に充当するため仮受金等として経理し、益金に算入しないことができます。したがって、この適用を受ける賦課金の範囲以外の賦課金は、たとえ賦課金の名称をもっていても適用を受けられず、また、本制度の適用を受ける賦課金でまかなうべき費用をほかの事業収入等でまかない、そのために賦課金に剰余がでてもその部分は仮受の対象にならないことになっています。

なお、仮受の対象となる賦課金は教育・指導事業に充てるものに限られているので、それ以外の費用に充てるための賦課金がある場合には、徴収の段階（収支予算）から区分して経理する必要があります。また、一般管理費など共通費として徴収する賦課金については、たとえその中に教育・指導事業に係るものが含まれていても、そのままでは仮受の対象になりませんが、これを教育・指導事業に区分、配賦すれば対象となります。

補助事業による組合支援

中小企業団体中央会は、組合等に対して、設立や運営を支援するための補助事業を行っています。平成30年度の主な補助事業の概要は次のとおりです。

■中小企業活路開拓調査・実現化事業

中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、中小企業組合等を中心にして新たな活路を見出すための調査研究やビジョン作成および実現化に向けた取組みや、組合等が情報ネットワークシステム等の開発を目指し、RFP（提案依頼書）策定等の調査研究を行う事業や情報ネットワークシステムの構築に取り組む事業等に対し支援します。

本補助事業の対象となる取組みとして、次のような例があげられます。

Ⅱ 組合の設立、管理・運営

▶ 中小企業組合等活路開拓事業

- 新たな活路の開拓（取引力の強化、生産性の向上、事業の構造改善および新たな事業分野への進出、知的資産の見える化と経営革新への対応、伝統技術・技能の継承等）
- 単独では解決困難な諸問題の解決
- 中小企業の発展に寄与するテーマ等
- 新製品・新技術の需要喚起を図るための展示会等への出展・開催

▶ 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

- 組合業務管理システムのクラウド化のための業務分析、基本計画の策定
- WEBサイトを活用した組合員の取扱う製品の共同販売システムの構築のための研究
- 組合員の発注業務効率化のためのメーカー・卸間のEDIシステムの開発
- 組合員店舗の広告宣伝ツールとなるスマートフォンアプリケーションシステムの開発

▶ 連合会（全国組合）等研修事業

- 全国地区の連合会または全国組合等がその会員・組合員等を対象として、組合等の活路開拓に資する知識や業種別専門技術の習得のための研修

■ 小規模事業者組織化指導事業

都道府県中央会を通じて次の2種類の事業について、小企業者組合等の取組みを支援します。

▶ 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業

小企業者組合が、組合員および組合の活性化のために実施する、ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、他分野等との連携による技術開発等に関するフィージビリティ・スタディ（実現可能性調査）および、フィージビリティ・スタディの結果を活用して事業化を行う場合の実証システム構築、新商品開発等への支援。

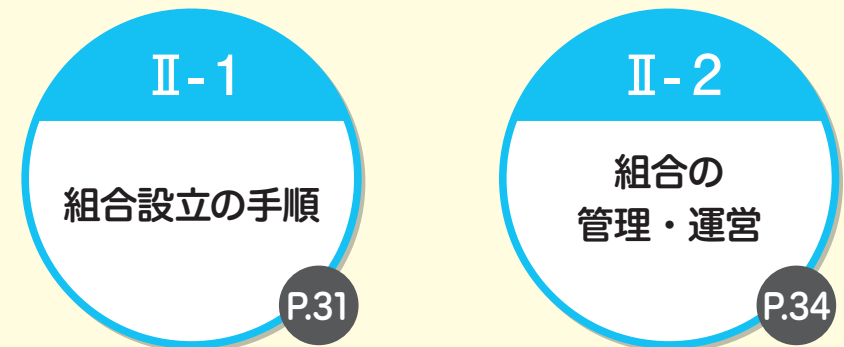
※小企業者組合：小企業者（従業員数5人（商業・サービス業2人）以下）が構成員の4分の3以上を占める組合

▶ 取引力強化推進事業

小規模事業者が構成員の2分の1以上を占める組合等が取引力強化促進を図るために実施する、共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のためのホームページやチラシの作成等共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取組みに対して支援。

※小規模事業者：常時使用する従業員20人（商業・サービス業5人）以下（都道府県中小企業団体中央会・全国中小企業団体中央会）

補助事業の内容は、年度事業のため変更される可能性があります。新年度の事業につきましては、全国中央会または最寄りの都道府県中央会にお問い合わせください。

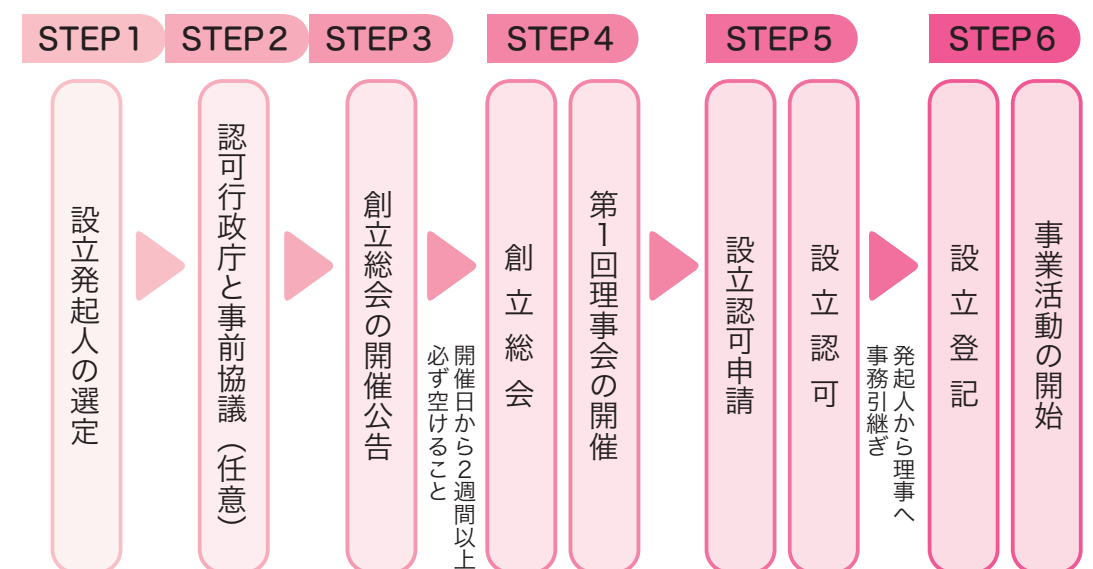


Ⅱ-1 組合設立の手順

組合設立の手順

組合を設立するためには、県や国等の行政庁の認可を受けるなど、一定の手続きが必要となります。

組合設立の手続きは、組合の種類によって若干異なりますが、概ね次のような手順で設立発起人が中心となって行います。



設立のご相談は最寄りの中央会までお問い合わせください。

STEP1 設立発起人の選定

事業協同組合や企業組合等を設立する際、その設立する組合の組合員になるようとする者が最低4人集まる必要があります。その組合員の中から4人以上*が設立発起人となって設立行為を行うことになります。発起人は、組合員になるようとする事業者のニーズをもとに、設立の目的、事業計画や収支予算等の組合の設立に向けた準備を行います。

中央会では、組合に関する法律の解釈や設立趣意書、定款、事業計画・収支予算等、設立に向けた準備をお手伝いします。

※企業組合については、特定組合員（法人等）も加入することができますが、設立発起人は個人から選出する必要があります。

STEP2 認可行政庁と事前協議（任意）

組合を設立するためには、行政庁の認可が必要です。設立に必要な書類を所管行政庁と事前協議しておくことで、認可手続きを円滑に進める準備をします。

STEP3 創立総会の開催公告

発起人は、設立について同意した者を集めて創立総会を開かなくてはなりません。

創立総会を開催するには、開催日の2週間前までに創立総会の開催日時、場所および組合の定款（案）、当日の議題等を発起人が公告する必要があります。

創立総会では、定款の承認、事業計画および収支予算の設定等、組合設立に必要な事項を議案として諮り決定します。それぞれの議案について必要な資料の準備を行うこととなります。

STEP4 創立総会、第1回理事会開催

創立総会は、組合員となる資格を有する者で、創立総会開催の当日までに発起人に対して設立の同意をした者の半数以上が出席（代理出席も含みます）することが要件です。また、議案の決定は総議決権数の3分の2以上の賛成が必要となります。発起人から提出された議案について創立総会にて修正することは可能ですが、定款のうち「地区」および「組合員たる資格」に係る規定についての修正はできません。

創立総会において理事・監事が選出されたあと、第1回理事会を開催して定款に定めた理事長、副理事長、専務理事等を互選し、創立総会・理事会終了後は、ただちに開催日時・場所、経過の要領およびその結果、議長の名等を記載した議事録を作成します。

STEP5 設立認可申請

発起人は、創立総会終了後、遅滞なく設立認可申請に必要な添付書類を作成して、所管行政庁に提出し、設立の認可を受けなければなりません。

なお、設立認可申請書類の提出先の行政庁は、組合員の事業、組合が定款に定める地区等によって異なります。

行政庁から設立の認可を受けた後、発起人は、創立総会で選出され、就任した理事に事務手続きを引き継がなければなりません。この引継ぎによって、発起人は職務を終了します。

Point!

設立認可申請に必要な書類（例：事業協同組合の場合）

- 設立認可申請書
- 定款
- 事業計画書
- 役員の氏名及び住所を記載した書面
 - ・ 役員名簿
 - ・ 役員の就任承諾書
- 設立趣意書
- 設立同意者がすべて組合員たる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
- 設立同意者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面
 - ・ 設立同意者名簿
 - ・ 設立同意書及び出資引受書
- 収支予算書
- 創立総会の議事録又はその謄本
- 設立発起人の印鑑証明書
- 委任状
- 理事会議事録

STEP6 設立登記（事業活動の開始）

発起人から引継ぎを受けた理事は、設立同意者に対して出資の払込みを請求します。

代表理事は、出資払込が完了した日から2週間以内に主たる事務所を所轄する法務局において設立の登記を行わなければなりません。同時に、組合が使用する印鑑（代表理事の印）も届け出る必要があります。なお、この登記を行った日が組合の成立年月日になります。

設立登記後には、所轄税務署や関係機関へ事業開始に必要な届出を行い、すべての届出が完了すれば事業活動の開始です。

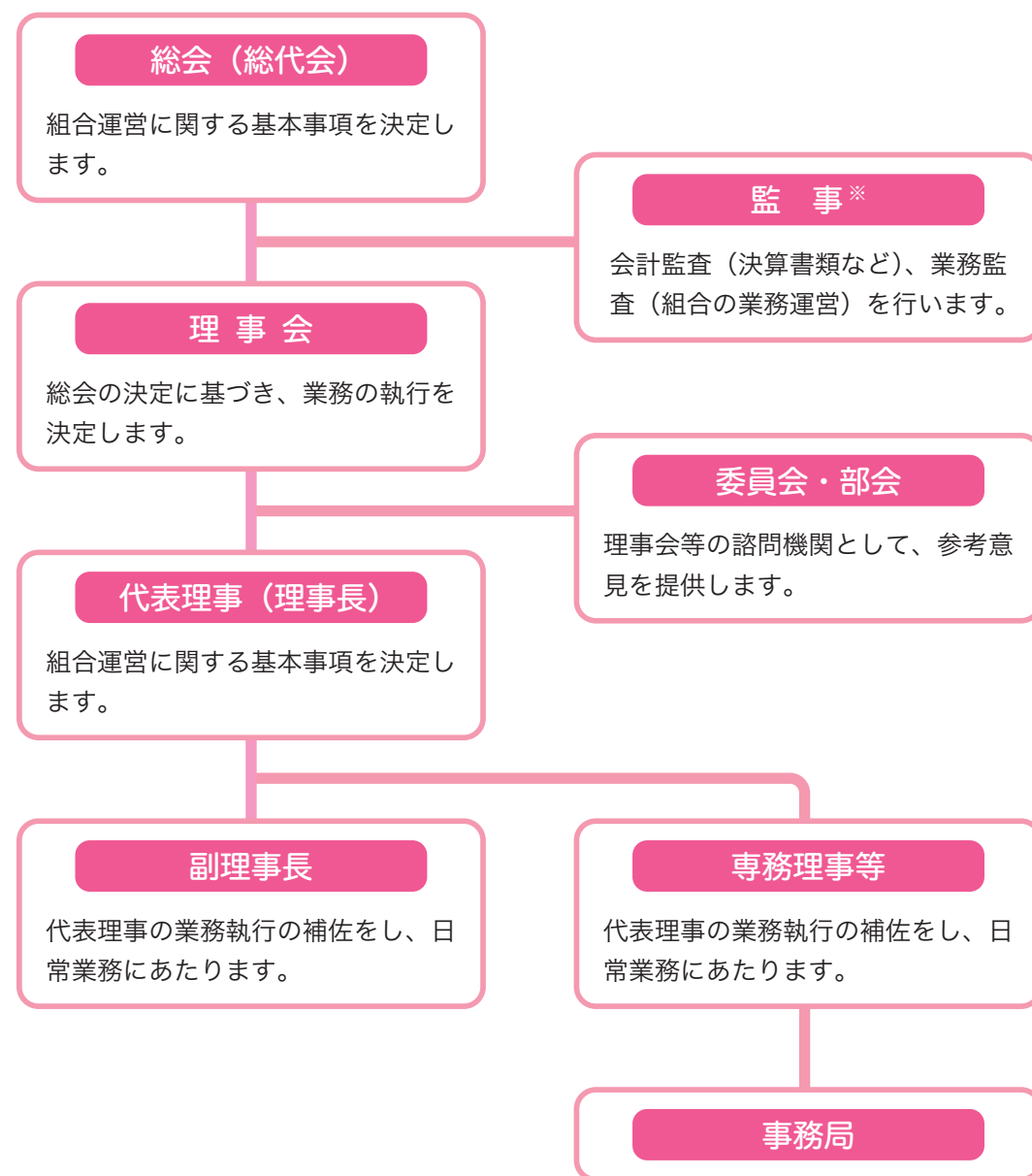
Ⅱ-2 組合の管理・運営

組合の運営や管理に関する基本的事項は法律や定款に定められています。

組合の意思決定や業務の執行を行うための組織は、総会、理事会等の機関が定められているほか、必要によって委員会・部会等の任意の機関を設けることもできます。

一般的な組織は次のようなものです。

■組合組織のイメージ



※組合員数が1,000人を超えない組合の場合は監査の範囲を会計に限定できます。

総会（総代会）

～総会は、組合の基本的事項を決定する最高意思決定機関～

総会の決定事項は、理事の業務遂行や組合員の行為をすべて拘束します。総会の議決は組合員の利害に直接影響します。したがって、総会の運営は、形式的な審議にならないよう、十分議論を尽くすとともに、相互の意思疎通を図るよう努める必要があります。

■総会

総会は通常総会と臨時総会があり、通常総会は毎事業年度1回、定款で定められた方法により開催します。臨時総会は必要に応じていつでも開催することができます。

■総代会

総代会は、組合員総数が200名を超える場合（企業組合と協業組合を除く）において、定款の定めにしたがって設置することができる任意の機関です。総会に代わる組合の最高意思決定機関で、組合員の中から選挙において選ばれた総代によって構成されます。総代会の開催については、総会の規定が準用されますが、組合の解散・合併、事業の全部の譲渡については議決を行うことができません（共済事業を行う組合を除く）。

①総会（総代会）の権限

組合の管理・運営等の基本的な事項は総会（総代会）で決定し、業務遂行に関する具体的な事項は理事会で決定します。総会（総代会）の議決事項には、法律によって定められている事項（法定議決事項）と、定款によって任意に定めることができる事項（任意議決事項）がありますが、主なものは次のとおりです。

法定議決事項

- 定款の変更
- 規約および共済規程の設定・変更・廃止
- 事業計画・収支予算の設定・変更
- 経費の賦課・徴収方法
- 組合員の除名
- 役員の選挙または選任
- 役員の解任
- 決算関係書類の承認
- 解散・合併の承認
- 組織変更計画書の承認
- 出資一口の金額の減少の決定

Point!

任意議決事項

- 取引金融機関口・借入金残高の最高限度
- 1組合員に対する貸付金・債務保証残高の最高限度
- 加入金の額
- 手数料・使用料の率・額
- その他、理事会で必要と認める事項

Point!

②総会（総代会）の開催および運営方法

総会（総代会）では、招集通知で組合員に予め通知した議案について審議します。ただし、定款で定めれば、緊急議案についても議決できますが、この場合、代理人は議決に加わることはできません。

総会（総代会）終了後は、議事録を作成し、保管する必要があります。また、所管行政庁への各種届出、登記等の事務処理事項が発生しますのでご注意ください。

【招集方法】

総会（総代会）の招集は、基本的には会日の10日前までに日時、場所および会議の目的（議案）を組合員に通知し、併せて決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して行わなくてはなりません。通常、代表理事が理事会の議決を経て招集します。

【議決方法】

普通議決	出席者の過半数で決します。可否同数の場合は議長に可否の決定権が与えられます。 ※協業組合の場合は議長に決定権がないため否決となります。
特別議決	重要事項（定款の変更等の組織の基本に触れるもの等）は組合員の半数以上が出席し、3分の2以上の多数で決します。協業組合の場合は、全員が出席して全員の同意により決する事項もあります。

■理事会および監事

理事会は、理事全員で構成し、総会で決定すべき事項を除いて、業務に関する一切の事項を決定する権限を持っています。

また、理事会で決定した業務を実際に行うのは代表理事ですが、代表理事が理事会の決定のとおり正しく業務を遂行しているかどうかを監視することも、理事の重要な役割の一つとなっています。

①理事会の議決事項

理事会は、総会の権限以外の業務に関する一切のことを決定する権限を持っていますが、議決事項としては、次のようなものがあります。

理事会の議決事項

- 総会において決定した業務の執行と執行細目の決定
- 持分譲渡の承認
- 総会の招集と総会への提出議案の決定
- 理事の自己契約・利益相反取引の承認
- 代表理事の選任（副理事長、専務理事等の選任を含む）
- 委員会等、理事会の諮問機関等の承認
- 組合員の加入の承認（協業組合の場合は、総会付議事項）
- 参事・会計主任の選任・解任

Point!

②理事会の開催および議事運営

理事会は、必要に応じ何時でも開催でき、理事の過半数の出席により成立します。

理事会の議長は、総会の場合と異なり議決に加わることはできますが、可否同数の場合の決定権はありません（可否同数の場合、その議案は否決されたこととなります）。また、審議しようとする議案と利害関係を持っている理事は、その議案の議決に加わることはできません。

【招集方法】

原則として会日の1週間前までに全理事に通知して行いますが、全理事の同意がある場合はこの招集手続きを省略することができます。招集は通常、代表理事が行います。

【議決方法】

出席者の過半数の賛否によって決します。なお、理事は書面によって議決に加わることは認められますが、代理人の出席は認められないので注意が必要です。

③監事の権限

監事は会計に関する監査を行うとともに、原則として理事の業務執行についても監査を行います。ただし、監事の権限は組合の規模や定款の規定によって異なります。

組合員が1,000人を超えない場合は、定款の規定により監査の範囲を会計に限定することができます。また、組合員数が1,000人を超える組合については、組合運営の状況を適確に把握すべきとの考えから、監事のうち1人以上は組合員の役員や使用人以外の者とすることが義務づけられています。

■登記

登記は、権利等に関する一定の事項を公簿に記載し、これを社会一般に公示することで、取引関係を持つとする第三者に対して権利または法律関係の内容を明らかにし、不測の損害を防ぐことを目的としています。

組合に関する登記のうち、頻度の高いものとしては、以下のものがあります。

●主たる事務所移転の登記

主たる事務所を移転した場合は、変更の登記が必要です。

最小行政区画が変更になる場合には、総会の特別議決により定款を変更したうえで、所管行政庁の認可があった日から2週間以内に変更の登記が必要となります。

●代表権を有する者の変更（代表権者の氏名、住所および資格）

2週間以内に変更の登記が必要です。重任された場合でも、変更の登記（重任登記）が必要となりますので注意が必要です。

Ⅲ 全国で活躍する組合事例

北海道から沖縄まで日本全国各地にて、
同じ志を持つ組合員たちが一つの組織のもとで連携し、
組合のメリットを活かしながら、さらなる発展を目指して真摯に
事業に取り組んでいます。その一例をご紹介します。

事例4 事業協同組合

地元の伝統食である
うなぎ料理を守り育てる

協同組合浦和のうなぎを
育てる会

P46

事例6 工業組合

絞技法の後継者育成により
伝統産業の振興を図る

愛知県絞工業組合

P50

事例7 企業組合

大しめ縄づくりの
文化と技を次代へ伝える

飯南町注連縄企業組合

P52

事例8 企業組合

ふれあいのカフェを開設して
地域に活気を取り戻す

企業組合
アルバトーザ

P54

事例2 企業組合

山形の気候風土を活かし
イタリア野菜を特産品に

企業組合かほく
イタリア野菜研究会

P42

事例1 事業協同組合

花卉産業の活性化とともに
地域創生への貢献も担う

宮城県花卉商業協同組合

P40

事例3 事業協同組合

持ち帰り飲食サービス業界の
地位確立・強化に努める

茨城県ケータリングカー
協同組合

P44

事例5 企業組合

異業種が密に連携して
ドローンの普及に尽力

企業組合
フジヤマドローン

P48

事例1

花卉産業の活性化とともに 地域創生への貢献も担う

事業協同組合

宮城県花卉商業協同組合

組合概要

組合概要	〒983-0036 宮城県仙台市宮城野区苦竹4丁目1番20号		
TEL.	022-232-8089		
URL	http://www.hanastation.net/		
設立年月日	昭和47年11月6日	出資金	13,900,000円
組合員数	269名		
業種	精算(代払)事業、共同購買事業、教育情報事業、販売促進事業、福利厚生事業、商品券発行事業		

組合設立の背景

組合を設立する以前、花卉の商流は、県内各地に点在する小さな市場にて仕入と販売が行われているという状況だった。

仙台市では、急激な人口の増加や民間の市場施設の不備等を背景に、中央卸売市場の建設が進められた。水産・青果部門の市場施設が整備されていく中、花卉部門についても市場の集約化を望む声が多かったが、市場を集約するためには組織化が必要であった。そこで、昭和47年に宮城県内の花卉取扱事業者によって組合が設立され、その翌年から中央卸売市場として全国では初となる花卉市場の営業が開始された。



昔の花卉市場



現在の花卉市場でのセリの様子

組合事業活動のポイント

【精算（代払）事業と共同購買事業を展開】

平成25年度には、宮城県中央会に相談しながら、精算（代払）事業と共同購買事業のIT化に向けたシステム開発を行った。インターネット上で花卉の購入状況の閲覧や資材の購入が可能になり、競りを行いながらもスマートフォン等を利用して手元で簡単に必要な情報が確認できるようになった。

また、約6万点におよぶ花卉関連資材等を組合サイトから購入できる共同購買事業も展開。組合員の希望資材を可能な限り入手し続けたことで、この組合でしか手に入らない資材が豊富であることが、組合員の利便性と組合の求心力向上につながっている。

【組合組織の優位性を活かし地域に貢献】

組合の各支部では「花育」と称した取組みの一環として、市場見学会を開催するとともに、仙台市の区民祭りでは模擬競り、フラワー教室など、近隣住民をはじめとした地域の方々に花とふれあう場を提供している。

これらの取組みが地域や行政に対する信用や認知度を高めることにつながり、仙台市内の区役所内にある生花のメンテナンスを各支部が任される等の成果も上がっている。

このように組合組織の優位性を活かした地域貢献活動を積極的に行っている。



購買部の様子



花育アレンジメント教室の様様

今後の展開

開発から約5年が経過するシステムに関しては、組合員の要望を確認しながら、より利便性の高い仕組みに改良していくとともに、組合員への連絡手段としてSNSを活用したIT化に取り組んでいくこととしている。

組合員の高齢化や人手不足への対応、そして市場内の廃棄物の処理のあり方など、花卉業界が抱える課題は多い。次の世代につなげていくために、組合では今後も引き続き組合員に有益な情報を積極的に収集することに加え、組合員間の意思疎通が円滑に行われる場、いわば「組合員のための組合」であることを目指していく。

山形の気候風土を活かし イタリア野菜を特産品に

企業組合

企業組合かほくイタリア野菜研究会

組合概要

組合概要	〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地月山堂654-1		
TEL.	0237-84-0450		
URL	https://kahoku-italia-yasai.com/		
設立年月日	平成25年4月	出資金	600,000円
組合員数	16名		
業種	かほくイタリア野菜の共同生産および共同販売、かほくイタリア野菜の栽培研究および共同加工、在来野菜の共同生産および共同販売		

組合設立の背景

山形県西村山郡にある河北町では、平成23年度に厚生労働省から雇用創出の基金による事業（ふるさと雇用再生特別基金事業）を受託。地元の河北町商工会が町から委託を受け、特産品創出を目的に「かほくイタリア野菜プロジェクト」を始動させた。

その後、任意団体「かほくイタリア野菜研究会」を発足し、イタリア野菜の栽培をスタートしたが、栽培した野菜の販路開拓に向けて、任意団体では信用力に欠けることや低額な出資金で設立が可能等の理由から、「企業組合かほくイタリア野菜研究会」が設立された。

法人組織化を検討する中、農業生産法人や事業協同組合も候補に挙がったが、農家それぞれの農地を使用することや会員同士が面と向かいながら連携を密に活動したいと考え、企業組合が最適な組織形態であると判断した。



企業組合かほくイタリア野菜研究会のメンバー

組合事業活動のポイント

【イタリア野菜を町の代名詞にする活動を推進】

当初、イタリア野菜の王様といわれる「トレヴィーゾ」をはじめとするイタリア野菜の栽培に理解を示す農家は少なかった。しかし、原産地のアルプス山脈近くの寒冷な気候環境が似ていることも後押しし次第に理解が進み、「日本におけるイタリア野菜の産地は山形県河北町」といわれることを目標に、現在では約60種類にのぼる「かほくイタリア野菜」を栽培している。



約60種類のイタリア野菜を栽培

【イタリア料理専門展等に参加しPR活動を展開】

栽培した野菜には、組合が「かほくイタリア野菜」ブランドのシールを貼りつけ、レストラン等の店舗に販売を行っている。さらに、販路開拓のため日本イタリア料理協会が主催するイタリア料理専門展（アッチ・グスト）や大手百貨店でのイタリアンフェア等にも積極的に参加し、「かほくイタリア野菜」の周知に力を注いでいる。

その一方で、珍しい品種を多く栽培しており、イタリア料理シェフのニーズに対応することによってファンを増やす取組みも行っている。

【高品質・安定供給や次世代への承継にも着手】

組合では品質のバラつきを最小限にするため、栽培方法をマニュアル化し、組合員同士で共有している。週1回の三役会と月1回の全体会議で栽培の進捗状況を報告し合うなど、常に状況の把握に努め、高品質の維持、安定供給、さらに次世代の作り手への承継を目指している。

今後の展開

今後は「かほくイタリア野菜」を通じて河北町の知名度を上げていくとともに、地元のJAとも連携しながら配送ルートの確保に努め、将来的には海外にも販路を拡大することを計画しており、そのためにもほかの商工業者と積極的に連携を図り、ビジネスチャンスの拡大を目指している。

「かほくイタリア野菜」は、農家の生産意欲をかき立てる魅力が多い。若手組合員からの前向きな意見やフットワークの軽さが組合の発展につながっていく可能性を秘めているので、若い世代に「かほくイタリア野菜」を栽培するために河北町で農家を継いでもらえるような企画に取り組んでいく方針である。



さまざまなフェアにも積極的に参加

持ち帰り飲食サービス業界の 地位確立・強化に努める

事業協同組合

茨城県ケータリングカー協同組合

組合概要

組合概要	〒311-1252 茨城県ひたちなか市部田野3246番地
TEL.	029-219-9866
URL	http://ibaraki-cc.org/
設立年月日	平成28年4月1日
出資金	720,000円
組合員数	24名(うち小企業者数23名)
業種	持ち帰り飲食サービス業

組合設立の背景

持ち帰り飲食サービス事業は、移動販売車(ケータリングカー)によって飲食を提供する事業で、産業としては比較的新しい業種である。近年、各種イベントへの出店によって業界の認知度が高まり、集客手段としても欠かすことのできない存在となりつつある。

しかし、その一方で事業者数の増加にともない、クライアントや消費者のニーズに応えきれない事業者が存在し、業界のイメージを損ねている現状があった。また、出店にあたっては法人であることが要件とされることも多く、個人事業主で活動している割合も高いことからオファーがあっても出店できないケースが相次いでいた。

そこで、業界の社会的・経済的地位の確立・強化を図ることを目的に、茨城県内の事業者が結集し、持ち帰り飲食サービス業の協同組合を設立した。



移動販売車内で調理している様子

組合事業活動のポイント

【対外的な信用力の確保と経営力向上に貢献】

当組合は、主な事業として共同出店および出店斡旋を行っている。共同出店事業においては、組合が受注窓口となり、受注した案件を組合員に配分し、共同出店を実施している。出店斡旋事業においては、組合がクライアントからの要望を受けて組合員に対し出店斡旋を行っている。

出店実績は、組合員の年間売上上の大きな割合を占める国営ひたち海浜公園をはじめ、直近年度で茨城県内14施設にのぼっており、年々拡大傾向にある。これまで分散していた受注窓口を組合に集約することで、責任の所在が明確になり、対外的な信用力の確保につながっている。行政や民間企業からのオファーも増えており、組合事業の活性化および組合員の経営力向上が図られるとともに、組合員の組合に対する責任感および帰属意識の醸成にもつながっている。

【業界イメージやブランド力、認知度もアップ】

組合活動を通じて、地元の食材を最大限活かした独自の「料理のクオリティ」と、固定店舗にはない「機動力」を活かしたサービスの特色を対外的に示し、それにより、業界のイメージアップおよびブランド力、認知度の向上につなげている。

また、当組合では、クリスマスに移動販売車で児童養護施設を訪問して飲食をふるまうプロジェクトの実施等、地域貢献活動も積極的に行っている。

今後の展開

当業界は車両費用がかかるものの、ほかの業種に比べて比較的容易に創業できるため、新規参入希望者からの問い合わせが増加している。事業者が増加傾向にある中、組合としては今後も各組合員の営業スタイルの自由性を確保しつつ、組合員間のさらなる連携を図り、より質の高い飲食およびサービスの提供に努めるとともに、業界全体の地位向上に寄与していきたいと考えている。

また、当組合では、クリスマスに児童養護施設に移動販売車で訪問して飲食をふるまうプロジェクトを実施するといった地域貢献活動を積極的に行っている。

今後は、全国的にも例の少ない飲食等の移動販売業者による組合として、組合主催のイベントを開催するとともに、県産品を活用して茨城県の「美味しいもの」を広め、県外進出も視野に入れた業界全体のPR活動を展開していきたいと考えている。



国営ひたち海浜公園での出店の様子

地元の伝統食である うなぎ料理を守り育てる

事業協同組合

協同組合浦和のうなぎを育てる会

組合概要

組合概要	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-2-12
TEL.	048-822-2585
URL	http://urawa-unagi.or.jp/
設立年月日	平成28年3月1日
出資金	410,000円
組合員数	12名(うち小企業者数10名)
業種	日本料理店(うなぎ料理店)

組合設立の背景

浦和地区は江戸時代からうなぎの蒲焼発祥の地として知られ、うなぎ料理店が軒を連ねていた。しかし、最盛期には浦和周辺に50店舗以上あったうなぎの蒲焼き専門店も、現在は20店舗程に減少している。一方、資源となるウナギも世界規模で減少傾向にあり、安定的な仕入が難しくなっている。

こうした背景から、さいたま市の伝統産業である「浦和のうなぎ」を守り育てるため、地域のうなぎ料理店が結束し、平成5年に任意団体「浦和のうなぎを育てる会」を結成した。その後、活動が多角化してきたことから、法人化することにより、共同で新たに経済的な事業展開を図るとともに、対外的な信用力を向上させるために事業協同組合を設立した。



組合員が販売するうなぎ弁当

組合事業活動のポイント

現在、主に①イベントの開催、②後継者の育成、③ニホンウナギの生育環境保全活動の3つの事業を展開している。

【イベントで「うなぎの街さいたま」を周知】

当組合では、年間10回以上うなぎに関するイベントに参加し、「うなぎの街さいたま」の周知に努めている。中でも、毎年開催される「浦和うなぎまつり」では、組合員が販売する「うなぎ弁当」が名物となっており、即完売するほどの人気を博している。さらに、浦和駅前に組合のキャラクターである「うなこちゃん」の石像を設置し、地域の伝統食である「うなぎ」をアピールするとともに、地域の人々に「うなぎの街」を身近に感じてもらえるように努めている。



「浦和うなぎまつり」での実演風景

【蒲焼きの技術を受け継ぐ後継者を育成】

高齢化による後継者不足といった、うなぎ料理店を取り巻く状況に歯止めをかけるため、うなぎの蒲焼きの技術継承に努めながら、後継者の育成に励んでいる。

【ニホンウナギの生育を促す環境保全を推進】

絶滅危惧種に指定されているニホンウナギの資源保護のため、親ウナギが生息する河川や湖沼の環境保全活動にも取り組んでいる。組合員間での「うなぎ」に対する危機感を共有を図るとともに、地域の食文化を継承する後継者の育成や地域の活性化、観光振興に寄与している。

今後の展開

今後、組合として安定したうなぎの仕入の実現を目指している。現在、うなぎの稚魚であるシラスウナギの不漁等による価格変動が、組合員の経営を圧迫する要因となっている。それに対応できる供給体制を確立し、組合員店舗のコスト削減につなげていくことを目標としている。

また、当組合はイベントを通じてウナギの産地として知られる、静岡県浜松市と交流を持っていることから、ウナギの「産地」と「消費地」が協力しながら地域を超えた交流を深め、地元の伝統産業である「浦和のうなぎ」をPRし、気運を高めていきたいと考えている。



浦和駅前に設置された組合キャラクター「うなこちゃん」の石像

異業種が密に連携して ドローンの普及に尽力

企業組合

企業組合フジヤマドローン

組合概要

組合概要	〒417-0832 静岡県富士市中柏原新田106-3
TEL.	0545-31-2377
URL	http://fujiyamadrone.club/index.html
設立年月日	平成29年6月6日
出資金	200,000円
組合員数	4名
業種	サービス業、その他の事業

組合設立の背景

ドローンは、災害現場等の人が立ち入れない場所であっても搜索や情報収集の一翼を担うことが可能な多様性に富んだ無人航空機である。正しい使い方を習得すれば、誰でも操縦することができる。

そのようなドローンを活用した新たな事業を計画するため、異業種交流会をきっかけに出会った農業、林業、測量、土木を手がける4者が集まり、社会や行政・自治体に対する信用力が高い中小企業組合の設立を検討。静岡県中央会の支援を受けながら、組合員の特性を最大限に活かせる企業組合を設立することとなった。

設立後は、組合組織の優位性と社会への信用力を活かし、富士市および富士宮市と災害協定を締結することができた。



ドローンによる撮影飛行

組合事業活動のポイント

【小学生のプログラミング必修化に向けて活動】

農業、林業、測量、土木それぞれの取組みにドローンを活用することが可能である。

農業では従来、農薬散布用の無人ヘリコプターを操縦者と誘導役の2人がかりで運用していた。そこで自律・プログラム飛行が可能なドローンを用いることで、1人での運用が可能である上に電動であるため排気や騒音などの問題を解消し、環境保全にも貢献している。

林業においては、これまで山に入って人手をかけて行っていた木の本数を計測する作業などを、森林上空にドローンを飛行させセンサーによる自動計測等に対応。作業効率と安全性を向上させることができる。

このように、今まで人の手でなければ行えなかった作業等も、ドローンの活用により業務

効率化が図れ、さらなる付加価値の提供も期待できる。

また、組合では小学生のプログラミング必修化に向けて、学校に飛行プログラムの教材としてドローンを寄付するなど、地域貢献に取り組みながら、組合とドローンのPRを行っている。特に女性や子どもを中心にドローンを広めていくために、まちゼミ等を活用し、毎週無料でドローンに関する講習会を開催している。



子ども講習の模様

今後の展開

組合では、ドローンレースを企画・運営し、ドローンに触れて知ってもらう機会を提供している。その一方で、レースを行うにはドローンの点検・補修が必須であるため、今後はドローンの点検・補修を主要事業に育てあげていきたいと考えている。

また、操縦技術向上のための設備を整えたドローン飛行場の運営を検討中である。

加えて、誰でも加入できるよう門戸を広げ、多業種の人が集まる組合にすることで、新たな分野でのドローンの活用や他団体との連携等を図っていく。



畑に農薬を散布するドローン

事例6

絞技法の後継者育成により 伝統産業の振興を図る

工業組合

愛知県絞工業組合

組合概要

組合概要	〒458-0924 愛知県名古屋市長区有松町3405
TEL.	052-621-1797
URL	http://arimatsu-narumishibori.com/ikusei.html
設立年月日	昭和42年12月18日
出資金	1,475,000円
組合員数	19名
業種	絞製造業および絞加工業

組合設立の背景

絞り技法は江戸末期までに100種類以上が誕生し、長い歳月にわたり脈々と受け継がれてきた。

昭和初期には物質統制で原料の入手が困難となり一時的に衰退。その後、高度経済成長期に需要が増加したため、10万人の職人がいたにもかかわらず生産が追いつかず、国外に工程の一部を移管するほど盛況であった。

しかし、昭和40年代に入ると国内の欧米型生活様式が定着したことにより、和装離れや海外製品の普及、低価格化が進み、業界環境が悪化した。それを受けて、海外に移管した工程を国内に戻し、有松・鳴海絞りの産業を守ることを目的として愛知県絞工業組合を設立した。



絞り技術者育成講習会の模様

組合事業活動のポイント

【技術伝承を目指して後継者育成に注力】

以前は補助金を活用して新製品の開発や販促活動を行っていたが、需要低迷（昭和50年比で非繊維の残存率25%・繊維の残存率15%）にともない収支均衡が困難となり、ピーク時は10万円／月まで増加した賦課金による補填も限界に達した。しかしながら、地域産業を維持するためには組合の存続が必要不可欠であるとの見地から、以降は技術伝承事業に専念した活動を行うこととなった。

当組合は、10年後には有松・鳴海絞りが消滅するという危機感を抱き、平成22年に後継者育成事業を開始。この事業は、1年かけて1つの技法を習い、5年間の修行期間を経て独り立ちをする仕組みとなっている。現在は30名が5年間の研修を修了し、絞り職人として従事しており、さらに45名ほどが研修中である。職人となった後は、組合が仕事を提供するなどの独自色がある。参加者の多くは、職人や伝統工芸士として次世代に有松・鳴海絞りを伝えていきたいと考えており、後継者育成事業の効果は大きい。

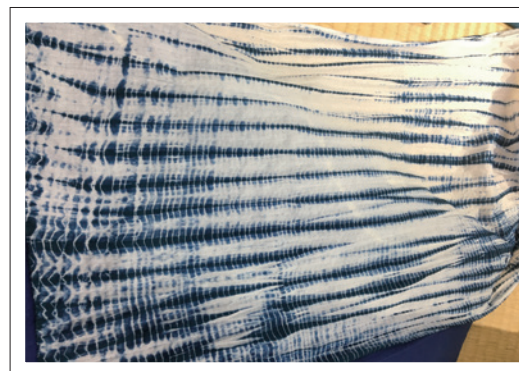
5年間で一定の成果を得るために、2週間ごとに宿題が与えられ各々の成果物について意見交換を行う等、密度が高く活発な研修を開催。原材料は組合が提供しているが、当初3年間は原材料の実費分を研修者が負担している。

また、地元小学生が参加する行事の開催等の普及活動も別途実施している。

今後の展開

育成した後継者たちが持続的に活動を続けていくためには、販路の開拓・拡大が欠かせない。有松町は、東海道沿いに今なお数多くの伝統的な建物が残っていること等から「まち」として注目を浴びており、平成28年7月には重要伝統的建造物群保存地区に指定された。今後も有松・鳴海絞りをPRする活動や技術伝承事業を盛んに行うことにより、地域と伝統産業を併せて盛り上げていきたいと考えている。

なお、地域の観光による振興については、別法人である「有松まちづくりの会」が中心となって活動を行っている。当組合の理事長は同会でも中心的役割を担っており、有松を観光地として育成し、当地に国内外からの観光客誘致に積極的に取り組んでいる。



講習会で生徒が作成した作品

大しめ縄づくりの文化と技を次代へ伝える

企業組合

飯南町注連縄企業組合

組合概要

組合概要	〒690-3206 島根県飯石郡飯南町花栗54番地2
TEL.	0854-72-1017
URL	https://ohshimenawa.com/?mode=f6 （飯南町大しめなわ創作館）
設立年月日	平成26年2月13日
出資金	1,270,000円
組合員数	21名
業種	その他製造業

組合設立の背景

島根県飯南町は、昭和20年代後半頃より出雲大社分院（出雲大社頓原分院）があり、稲わらを加工したしめ縄づくりが盛んであった。地域サークル内の人的つながりで受注・製造を行っていたが、作業場の拡充を求めて町と協議を重ねた結果、伝統産業の維持拡充と地域振興の双方の機能を持つ拠点として「大しめなわ創作館」の新設が実現した。

そこで同サークルは指定管理者として技術の伝承・しめ縄文化のPRに取り組むべく法人化を計画。行政および島根県中央会等と綿密に相談した結果、県知事認可であることから信頼性が高いと考えられる「組合」の一形態であり、しめ縄製造に従事している個人が加入できる等の法人設立趣旨に合致した形態である企業組合を設立することとなった。



出雲大社神楽殿のしめ縄

組合事業活動のポイント

【伝統文化と技術の伝承に尽力】

組合運営の主目的の一つは、技術の伝承。年間約40本のしめ縄を製造し、県内外の神社に奉納することが主な共同生産事業で、出雲大社神楽殿の「国内最大級のしめ縄」は当組合の伝統技術の結晶として知られている。

そのほかに平成26年から「大しめなわ創作館」の管理・運営も担っており、伝統文化や技術の伝承を目的とした地元の子どもたち向けのしめ縄手づくり体験を提供しているほか、雇用面では高齢者の職場づくりや次世代後継者の育成に取り組む等、幅広い活動を行っている。

なお、飯南町教育委員会と業務委託契約を締結しており、小中学生のしめ縄製造にかかる実務体験を必修化する取組みも実施するなど、地域が一体となってしめ縄文化の普及・伝承に努めていることが特徴である。

【地域の魅力を伝える観光PRも担う】

組合運営のもう一つの目的は「地域PR」である。「大しめなわ創作館」は飯南町の観光PR拠点としての役割も担っており、行政からの期待も大きい。



「大しめなわ創作館」の作業場



しめ縄手づくり体験も実施

今後の展開

各メディアに取り上げられたことも影響し、全国から問い合わせや注文が相次いでいるが、組合設立から約5年が経過したことから、「物珍しさ」から一歩抜け出したステージを目指すことが今後のポイントである。

これからの事業展開としては、組合活動の主目的である「技術の伝承」と「地域PR」のさらなる拡充を目指した生産体制の増強・標準化、行政と連携したPR活動の強化等を検討。また、当組合が製造する大しめ縄はアラブ首長国連邦のドバイ等海外からの受注実績もあり、海外展開も視野に入れた販路拡大や、現代風にアレンジしたしめ縄等の新商品開発にも取り組んでいる。

ふれあいのカフェを開設して 地域に活気を取り戻す

企業組合

企業組合アルバトーザ

組合概要

組合概要	〒781-1154 高知県土佐市新居38番33号
TEL.	088-856-5861
URL	http://niilmare.com/
設立年月日	平成28年1月29日
出資金	60,000円
組合員数	6名
業種	飲食サービス業

組合設立の背景

現理事長の永田氏は、高知県の人の温かさ、土佐市の仁淀川から太平洋一望できる風景等に魅了され、何度も一人旅でこの地に足を運んでいた。東京都内の飲食店で働いていたが、田舎のスローライフに憧れを持ち、土佐市の地域おこし協力隊に参加し観光振興に携わってきた。そこで出会った土佐市新居地区の農家の方々と意気投合し、地域全体に活気を取り戻すことを目的とした企業組合アルバトーザを設立。「アルバ」はイタリア語で“夜明け”、それに“土佐”を表す「トーザ」を組み合わせた造語である。

土佐市には、地元商工会の青年部メンバーが中心となって地域活性化に取り組んでいる企業組合もあり、行政の企業組合に対する理解も深いことから企業組合組織を選択した。



永田理事長と「Café Niil Mare」の店内から望む太平洋

組合事業活動のポイント

【土地と人をつなぐコミュニティカフェを運営】

土佐市新居地区に整備された観光交流施設「南風（まぜ）」の2階にある「Café Niil Mare（カフェ ニールマーレ：「Ni」は“新居”、「il Mare」はイタリア語で“海”）」における飲食の提供が組合の主な活動（1階は地元産品等の直販所）。ただし、単なる飲食店ではない。

「土地」と「人」をつなぐコミュニティカフェをコンセプトに、太平洋を望む抜群のロケーションを活かし、海を眺めながらくつろげるカウンター席やゆったり座れるソファを設置。時間を忘れてくつろげる空間づくりを目指すなど、安らぎを演出している。

【地元の素材を活かした創作料理を提供】

メニューはすべて創作料理で、食材はできる限り地元の野菜等を活用している。地域でブランド化を進めている室戸海洋深層水の濃縮ミネラル液を利用したプリンセスニーナ（メロン）を素材とするデザートメニューも考案。メロンのほか、ミントは地元農家と契約をしている。

役員は調理場に立っているため、理事会を開かずとも日頃からメニュー考案等の意見交換が可能となっている。

また、来店者の嗜好を聞き、素材の味を最大限に活かすとともに、老若男女問わず馴染みやすい味つけを目指すなど、工夫を凝らしている。



「Café Niil Mare」の店内の様子



ミネラルメロンの豆乳レアチーズ

今後の展開

設立して2年余りが経過したが、年間通しての客層や繁閑の時期が明確になってきた。課題を踏まえ、新メニューの開発やモーニングの開始に加え、Instagramによる紹介を始めるところ、リピーターも増えつつある。抜群のロケーションを活かした周知による効果は少なくない。昨年10月に開設したホームページに加え、今後はさまざまな媒体での情報発信を積極的に活用するなど、さらに魅力をアピールし、県外からの来店客の獲得を目指していく。

また、カフェの一角には個展等を開催できるイベントスペースもあるため、来店客に結びつくような企画運営も検討していくこととしている。

Ⅳ

中小企業団体中央会 連絡先一覧

(平成30年10月18日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
北海道中小企業団体中央会	060-0001 札幌市中央区北1条西7 プレスト1・7	011(231)1919	011(271)1109
青森県中小企業団体中央会	030-0802 青森市本町2-9-17 青森県中小企業会館4F	017(777)2325	017(773)5582
岩手県中小企業団体中央会	020-0878 盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸株式会社ビル2F	019(624)1363	019(624)1266
宮城県中小企業団体中央会	980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター1F	022(222)5560	022(222)5557
秋田県中小企業団体中央会	010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館5F	018(863)8701	018(865)1009
山形県中小企業団体中央会	990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F	023(647)0360	023(647)0362
福島県中小企業団体中央会	960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10F	024(536)1261	024(536)1217
茨城県中小企業団体中央会	310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8F	029(224)8030	029(224)6446
栃木県中小企業団体中央会	320-0806 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3F	028(635)2300	028(635)2302
群馬県中小企業団体中央会	371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館内	027(232)4123	027(234)2266
埼玉県中小企業団体中央会	330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ9F	048(641)1315	048(644)8065
千葉県中小企業団体中央会	260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3F	043(306)3281	043(227)0566
東京都中小企業団体中央会	104-0061 中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館内	03(3542)0386	03(3545)2190
神奈川県中小企業団体中央会	231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9F	045(633)5131	045(633)5139
新潟県中小企業団体中央会	951-8133 新潟市中央区川岸町1-47-1 新潟県中小企業会館3F	025(267)1100	025(267)1386
長野県中小企業団体中央会	380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F	026(228)1171	026(228)1184
山梨県中小企業団体中央会	400-0035 甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4F	055(237)3215	055(237)3216
静岡県中小企業団体中央会	420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館内	054(254)1511	054(255)0673
愛知県中小企業団体中央会	450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター16F	052(485)6811	052(485)9199
岐阜県中小企業団体中央会	500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館9F	058(277)1100	058(273)3930
三重県中小企業団体中央会	514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル6F	059(228)5195	059(228)5197
富山県中小企業団体中央会	930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F	076(424)3686	076(422)0835
石川県中小企業団体中央会	920-8203 金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館5F	076(267)7711	076(267)7720
福井県中小企業団体中央会	910-0005 福井市大手3-7-1 織協ビル4F	0776(23)3042	0776(27)3058

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
滋賀県中小企業団体中央会	520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 5F	077(511)1430	077(525)5537
京都府中小企業団体中央会	600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター3F	075(708)3701	075(708)3725
奈良県中小企業団体中央会	630-8213 奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館内	0742(22)3200	0742(26)0125
大阪府中小企業団体中央会	540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6F	06(6947)4370	06(6947)4374
兵庫県中小企業団体中央会	650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館3F	078(331)2045	078(331)2095
和歌山県中小企業団体中央会	640-8152 和歌山市十番丁19 Wajima十番丁4F	073(431)0852	073(431)4108
鳥取県中小企業団体中央会	680-0845 鳥取市富安1-96 中央会会館内	0857(26)6671	0857(27)1922
島根県中小企業団体中央会	690-0886 松江市母衣町55-4 島根県商工会館内	0852(21)4809	0852(26)5686
岡山県中小企業団体中央会	700-0817 岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業会館2F	086(224)2245	086(232)4145
広島県中小企業団体中央会	730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6F	082(228)0926	082(228)0925
山口県中小企業団体中央会	753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館内	083(922)2606	083(925)1860
徳島県中小企業団体中央会	770-8550 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館（KIZUNA プラザ）3F	088(654)4431	088(625)7059
香川県中小企業団体中央会	760-8562 高松市福岡町2-2-2-401 香川県産業会館4F	087(851)8311	087(822)4377
愛媛県中小企業団体中央会	791-1101 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛3F	089(955)7150	089(975)3611
高知県中小企業団体中央会	781-5101 高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館4F	088(845)8870	088(845)2434
福岡県中小企業団体中央会	812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター9F	092(622)8780	092(622)6884
佐賀県中小企業団体中央会	840-0826 佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル6F	0952(23)4598	0952(29)6580
長崎県中小企業団体中央会	850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F	095(826)3201	095(821)8056
熊本県中小企業団体中央会	862-0967 熊本市南区流通団地1-21	096(325)3255	096(325)6949
大分県中小企業団体中央会	870-0026 大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館4F	097(536)6331	097(537)2644
宮崎県中小企業団体中央会	880-0013 宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館3F	0985(24)4278	0985(27)3672
鹿児島県中小企業団体中央会	892-0821 鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館5F	099(222)9258	099(225)2904
沖縄県中小企業団体中央会	900-0011 那覇市字上之屋303-8	098(860)2525	098(862)2526
全国中小企業団体中央会	104-0033 中央区新川1-26-19 全中・全味ビル	03(3523)4901	03(3523)4909